

193
117

川榮司著

單級式作文教授書

東京 國光社發行

石川榮司著

單級式作文教授書

東京 國光社發行



所ニ基キ宮城縣所定ノ修身及讀書ノ教科書
ト相須チ予單級小學校兒童ニ作文ヲ授クル
方法ヲ記述シタルモノナリ君明治三十二年
五月本縣尋常師範學校附屬小學校單級教室
創設以來該教室兒童教育ノ任ニ當リ專心之
ニ從事シ成績頗ル觀ルベキモノ多シ君又此
著主トシテ其實驗ニ出ザル所素ヨリ理論ノ
一邊ヨリ起稿セシモノ、此ニアラザル共
余ハ信ズ此書一タビ世ニ出デハ作文教授ノ

困難ヲ輕減シ小學校教育上裨益ヲ與ル殊甚ト
懽カニ考ルベシトテ茲ニ感ズル所ヲ記シ
テ以テ序ト爲スルノ困難ナクハ其ノ難ヲ
手明治三十二年七月廿八日ノナリ
岡 五郎 郎
皇清ノ醫者トシテ予未及此ノ如ク論ハ其ノ
ノ難極ニ出ニアリ而シテ難極ニ來ルニ遊
難學難トシテ其ノナリトテ其ノ難極ニ來ル
ニアリ品性ノ剛柔ノ普以テ金剛トシテハ單
難者ノ目前ハ品性ニテハ難者ノ結果ハ普以

四
教育ノ目的ハ品性ニアリ教育ノ効果ハ普及
ニアリ品性ヲ陶冶シ普及ヲ企圖センニハ單
級學校ヨリ便ナルモノアラジ現行小學校令
ノ精神亦此ニアリ而シテ發布以來既ニ幾多
ノ星霜ヲ經過スルモ未ダ其ノ成績ノ見ルベ
キモノアラザルハ何ゾヤ實際其ノ職ニ當ル
モノ曰ク單級學校ノ困難ナルハ其ノ教授ノ
方法教材ノ連絡ニアリト余屢之ヲ耳ニシ常
ニ以テ遺憾トス余ガ友石川榮司君單級教育

ヲ實驗スルコト數年今ヤ單級式作文教授書
ヲ編述ス是其ノ蘊蓄ノ一斑ノミ然レドモ之
ヲ讀ムニ教授ノ方法頗詳明教材ノ連絡甚適
良且變轉運活ノ妙ヲ示スコト亦親切丁寧ナ
リ教育者此ノ書ヲ得バ啻ニ困難ヲ感ゼザル
ノミナラズ小學令ノ精神亦達スルヲ得ン是
余ノ大ニ滿悅スル所ナリ此ニ於テカ序ス

明治二十九年七月二十七日

廣瀨爲四郎

本書は、余が明治廿六年以來、實地に教授せる材料及方法に基きて、著述せしものなり。
一本書は、主として、尋常小學校に於て、二學年以上を一學級に編制して、教授する
ときの用に供するにありと雖も、亦、一學年を一學級に編制せる學級の教授書と
して、聊も不便なきものなり。
一本書は分けて二卷となし、第一卷には、學年の初めより、七月末までの教材及方
法を記述し、第二卷には、之を續きて、學年末までの教材及方法を記載したり。
一本書は、最初二學年以上に連絡教授を施すものとし、漸く進みて、一學年生をも併
せ加へて連絡教授を施すものとせり、るは、一學年の前半期にありては、讀み方
と綴り方とを區分する必要なく、且、文字の知識乏しく、他學年と連絡せしめ、難
き場合多きを以てなり。

單級式作文教授書

緒言

一本書は、余が明治廿六年以來、實地に教授せる材料及方法に基きて、著述せしものなり。
一本書は、主として、尋常小學校に於て、二學年以上を一學級に編制して、教授する
ときの用に供するにありと雖も、亦、一學年を一學級に編制せる學級の教授書と
して、聊も不便なきものなり。
一本書は分けて二卷となし、第一卷には、學年の初めより、七月末までの教材及方
法を記述し、第二卷には、之を續きて、學年末までの教材及方法を記載したり。
一本書は、最初二學年以上に連絡教授を施すものとし、漸く進みて、一學年生をも併
せ加へて連絡教授を施すものとせり、るは、一學年の前半期にありては、讀み方
と綴り方とを區分する必要なく、且、文字の知識乏しく、他學年と連絡せしめ、難
き場合多きを以てなり。

一本書は、各題目につき、一々文例を掲げたり、而して其文例中、圈點ある字句は、新に教授すべきものにして、點を附したる字句は、更に問答して、其の觀念を新鮮ならしむべきものなり。

一本書教材の順序は、教授者の意見により、取捨變更するに任すと雖も、其の新に教授すべき、字句用語の順序に至つては、編者苦心の存する所を察し、漫よ之を前後し、又は取捨するなからんことを望む。

一本書著述に際し、伊庭勝之助、小山新之助、中島四郎、菊地良作、須江雄太郎の五氏は、文例校定の助力を與へられ、坂内圓次郎氏は、練習材料の校定、并淨寫の勞を取られ、同僚秋鹿見橋君、及友人犬宮宗司君には、特に校閲の勞を取られたり、是著者の深く感謝するところなり。

明治廿九年六月廿日
單級式作文教授書

著者識す

單級式作文教授書

卷之一目次

第一章	總論	一
第一節	作文科教授の要旨	一
第二節	思想整理の必要	二
第三節	文字及文法	三
第四節	教材の撰擇	四
第五節	思想整理の方法	九
第六節	思想整否の試験	一一
第七節	言語練習の必要	一二
第八節	思想整理に要する設問	一三
第九節	答言の處置	一五
第十節	文體に關する注意	一六

第十一節	文語教授に關する注意	一八
第十二節	反覆練習の必要	二〇
第十三節	添削に關する注意	二三
第十四節	特に範文を示すべき場合	二五
第十五節	記述上の注意	二七
第十六節	徳性涵養上の注意	二八
第十七節	書簡認め方及用語の注意	三〇
第二章 教授方法		
第一節	作文一般の教授法	三七
第二節	實地教授法	四〇
第三節	練習の方法	四四
第三章 實地教材		
第一課	記事文 神武天皇	四七
第二課	日用文 櫻の花を贈る文 魚を贈る文	四九
第三課	記事文 櫻	五二

第四課	日用文 品物を送る文	五四
第五課	記事文 雞	五五
第六課	日用文 轉居を報する文(附書式) 歸宅を報する文(附書式) 死去を報する文(附書式) (附)はがきの書方	五八
第七課	記事文 運動會	六二
第八課	日用文 運動會見物に友を誘ふ文 山遊に友を誘ふ文	六八
第九課	記事文 桑母	七一
第十課	日用文 運動會見物に誘はれし返事	七四
第十一課	記事文 蠶	七五
第十二課	日用文 祭日に友を招く文 法事に友を招く文(附缺席書式)	七七
第十三課	記事文 鯉	七八
第十四課	日用文 祭禮に招かれしに答ふる文	八二
第十五課	記事文 菅原道真	八三
第十六課	日用文 器具を借る文 金物を借りたにこされし返事 (附)證券印紙貼用の事	八五
第十七課	記事文 養生	八七

第十八課	日用文	病氣を見舞はれし返事 暑中見舞の文 暑中見舞の文 病氣を見舞はれし返事	一〇九 〇〇〇 〇〇〇 〇〇五
第十九課	記事文	朋友	〇〇〇
第二十課	日用文	洪水を見舞はれし返事	〇〇七

卷之二 目次

第二十一課	記事文	鐵稻	一一三
第二十二課	日用文	友人の住所を問合する文 某書賣捌店を問はれしに答ふる文	一一八 一一八
第二十三課	記事文	言語	一一三
第二十四課	日用文	米相場を問合する文 米相場を問合されし返事	一二六 一二八
第二十五課	記事文	貨幣	一三三
第二十六課	日用文	借りたる物を返す文	一三六
第二十七課	記事文	富士山	一四一
第二十八課	日用文	馳走になりしを謝する文 世話になりしを謝する文	一四五 一四五
第二十九課	記事文	寒暖計	一四九
第三十課	日用文	物を贈られしを謝する文	一五二

第三十一課	記事文	天長節	一五四
第三十二課	日用文	金子受取の文(附書式) 物品受取の文(附書式) 紙家(附)小包郵便の事	一五九 一六二 一六六
第三十三課	記事文	紙家	一六六
第三十四課	日用文	仕立物を頼む文	一七八
第三十五課	記事文	職業	一七三
第三十六課	日用文	奉公の口入れを頼む文 煤拂に手傳を頼む文	一七五 一七五
第三十七課	記事文	汽車	一七八
第三十八課	日用文	煤拂の手傳を頼まれし返事	一八一
第三十九課	記事文	誠實	一八二
第四十課	日用文	新年を祝する文 開店を祝する文	一八六 一八九
第四十一課	記事文	小學校	一九一
第四十二課	日用文	出産を祝する文(附届書式) 及第を祝する文 及第を祝はれし返事	一九四 二〇〇 二〇〇
第四十三課	記事文	人力車	二〇三
第四十四課	日用文	時計 集會を催す文 父の歸宅を促す文	二〇六 二〇八 二〇八
第四十五課	記事文	馬衣服	二一〇

第四十六課	日本文	書物を注文する文	二二四
第四十七課	記事文	租税	二二七
第四十八課	日本文	注文されしに答ふる文	二三〇
第四十九課	記事文	貸したる物を催促する文	二三三
第五十課	日本文	軍人	二三三
第五十一課	記事文	悔の文	二三四
		楠正成公	二三六

單級式作文教授書目次終

單級式作文教授書卷之一

石川榮司著

第一章 總論

第一節 作文科教授の要旨



文章の主目的は、文字を藉りて自己の思想を表彰し、之を他人に知らしむるにあるは、今更言ふまでもなきことにて、小學校の作文科も亦此の思想を表彰する能を養ふ所のなり、而して其の思想を表彰するには、必ず口頭若くは筆頭に藉らざるべからざるが故に、言語文字の使用に慣れしむる事は實に此の科の本務なりといふべし、然りと雖も之に先ちて、秩序整然たる觀念群なきときは、之れを口述するも亦筆述するも、他人をして其の意志を了解せしむること能はざるべし、されば、文を綴らしむるに當りては、第一、整然たる思想即統一せる觀念群、及第二、其の

思想を表彰するに足るべき文字の知識を要することを知るべし、是に由りて之を觀れば、作文教授の目的は、左の如く約言するを得べし、

- 一、諸觀念を統括整理すべき方法に慣れしむること、
- 二、言語文字の使用に慣れしむること、

此の二者は、實に小學校に於ける作文教授の本旨なりとす、

第二節 思想整理の必要

凡吾人が、口述若くは筆述せんとするに當りては、先其の必要を感じ、其の要旨を知り、而して之に對して整理せられたる思想の缺くべからざるは、勿論のことと云ふといへども、其の思想たる、豫め偶發の必要に應せんがために、常に整理せられ居るものにあらざりて、其の必要を處辨せんとする思念作用のため、雜然たる數多の觀念の、其の要旨に向ひて括約整理せられ、始めて之を口より筆にすることを得べきものなり、故に未、其の境遇に會せしこともなく、又其の必要をも感ぜざる兒童に向ひて、緣遠き題目を掲げ來り、之をして、自、文辭を作爲せしめんとするが

ときは、到底其の目的を達し得べきにあらざり、かゝる場合に際しては、大人と雖ども、尙且、困難を感せん、況、兒童の、思想界狭く、想像想念の力低きものをや、徒に無用の事に腦力を過勞し、時間を空費するに止まるものなり、されば、作文せしむるに當りては、

- 一、先作文の必要を感せしめざるべからず、
- 二、目的を達する方法を思念せしめざるべからず、

此の思念ありて、始めて其の處理に必要なる思想は、相合して其の目的に括約整理せらるべきなり、

第三節 文字及文法

既に、思想の整理せられたるときは、之を筆述する文字と、文法との必要生ず、此の二者は、此の科に先ちて、讀書科に於て教授せらるべきものなれば、本科に於いては、新に教ふる必要なしと雖ども、其の既得の觀念も、之を使用すること少く、時を経ること久しければ、自、活動の力を失ふのみならず、其の印象の全く消滅に歸することあり

るものなれば、思想整理の後には、之に必要の文字文法を問答して、其の忘却せるものは之を教授せざるべからず、されば思想整理の後には、

一、所要の字句文法を問答して更に之をして新鮮明瞭ならしむべし。

第四節 教材の撰擇

本科は、字句文法を新し教授せざるのみならず、新觀念を供給するが如きも、亦其の本務にあらざるものなれば、其の教授撰擇に當りては、

- 一、必ず兒童の思想界中に向ひて求めざるべからず、蓋、既習の學科につき、又は日常見聞するところにとり、能く之に對する興味を喚起し得べく、其の必要を感じしめ得べく、又其の處置を思念し得べきものにあらずれば、充分の好果を奏すること能はればなり、而して又、
- 二、教材の撰擇は一方に偏すべからず、或は題を庶物のみに取り、或は人事のみに取る等
- 三、文體は變化あるを要す。單調なるべからず、

務めて多方向にして、變化あらしむることは、殊に此の科に於て必要なりとす、本書は、是等の撰擇に最注意して、遺憾なきを信するものなり、然れども、單級式の學級を以て目的とするが故に、記事體の文少く、社交上必要の文多きは、其の尋常小學校を卒業して、社會に立つものゝ便を計りしによるものなり、今左に其の課程及文題配當の例を掲げて、採用者の便に供す、

第一課程表

第一學期 自四月至七月末		凡十七週	
四 月	記事文 凡 三題	日用文	凡 五題
五 月	記事文 凡 四題	日用文	凡 五題
六 月	記事文 凡 四題	日用文	凡 五題
七 月	記事文 凡 三題	日用文	凡 五題
計	凡 十四題		凡 二十題
第二學期 自九月至十二月末		凡十六週	

第一章 總論

九	月	記事文	凡三題	日用文	凡五題
十	月	記事文	凡四題	日用文	凡五題
十一	月	記事文	凡三題	日用文	凡六題
十二	月	記事文	凡三題	日用文	凡三題
計			凡十三題		凡十九題
第三學期 自一月至三月末 凡十週					
一	月	記事文	凡三題	日用文	凡五題
二	月	記事文	凡三題	日用文	凡五題
三	月	記事文	凡二題	日用文	凡二題
計			凡八題		凡十二題

第一文題配當表

月	題	記事文	日用文
四	神武天皇	一、櫻の花を贈る文 二、魚を贈る文	

月	櫻	雜	運動會	日本	桑	父母	蠶	鯉	菅原道真公	茶	水	養生	朋友	稻	鐵	言語	貨幣	富士山	
月	五	月	六	月	七	月	九	月	十										
	一、歸宅を報ずる文 二、死去を報ずる文〔四學年死亡屆〕 三、運動會見物に友を誘ふ文 四、山遊に友を誘ふ文	一、同返事 二、祭日に人を招く文 三、同返事 四、法事に人を招く文〔四學年欠席屆〕 五、器物を借る文	一、同返事 二、金子を借る文〔四學年借用證書〕 三、病氣見舞の文 四、同返事 五、暑中見舞の文	一、洪水見舞の文 二、近火を見舞はれし返事 三、友人の住所を問合する文 四、同返事 五、米相場を問合する文〔四學年電信文〕	一、同返事 二、借りたる器物を返す文 三、金子返却の文														

第一章 總論

月三	月二	月一	月二十	月一十	月
軍人 補公	衣服 馬租 稅	小學校 人力車 時計	汽車 誠實 鹽	天長節 紙家 職業	寒暖計 秤
一、悔の文 二、貸したるものを催促する文	一、父の歸宅を促す文〔四學年電信文〕 二、書物注文の文 三、本箱注文の文 四、商品注文の文 五、同返事	一、開店を祝する文 二、出産を賀する文 三、同返事 四、集會を催す文	一、煤拂に手傳を頼む文 二、同返事 三、新年を賀する文	一、物を贈られしを謝する文 二、物品受取の文〔四學年受取證〕 三、金子受取の文〔四學年受取證〕 四、仕立物を頼む文 五、傳言を頼む文	四、馳走になりしを謝する文 五、世話になりしを謝する文

計 三十五題 五十題

〔備考〕 文題の数は、或主義よりするときは、一週一教材にして只應用として類題を掲げて綴らしむべきものなれど、第一週は記事文を課し、第二週は日用文を課するが如き、教順より見るときは、一週間に記事文と日用文とを課するは多きに過ぐと思はるれども、本書は、他學科との關係を密接ならしめんがため、又期節に適合せしめんがため、且又思想の變轉を要するが爲め、假に一週に記事文一題日用文一題の割合となしたり、然れども、日用文の如きは、格別に題目を置かずして、類似の事項は、前題目の應用として、直に課するものとせむ、一週一教材の下に包含せしめ得べし。

例へて、櫻の花を贈る文を教ふると同時に、其の應用として、魚を贈る文も亦筆を贈る文も、茶を贈る文をも、教授するときは、其の一週は、全く日用文の一教材にて教授し得べく、又來週は記事文の一教材によりて教授し得べきが如し、されど教授者にして、自己の信する所により教授せんとならむ、便宜此の配當を變じて教授せらるゝも可なり其は教授者の取捨に一任せんのみ、

第五節 思想の方法

教材の撰擇完全なるも、之に對する興味を喚起し、其の要項を會得するにあらざれば

は、之を處置する意志生ぜざるべし、是を以て、其の事項を筆述せしめんとするに當りては、

- 一、問答を用ゐて宜しく先之に對する興味を喚起せしむ、
- 二、其の事項の性質上缺くべからざる要點を索出せしむ、
- 三、其の要項は如何に排列すべきかを思念せしむべし、

かくせば、始めて、整理せられたる一團の思想を生ぜしむるを得べし、既に整理せられたる思想のあるあらば、之を叙列するに於いて間然することなかるべし、然るに、世間往々、思想の整否如何を顧みずして、徒に字句文章の上に向ひて、其の錯雜不完全を嘆ち、漫に朱を加へ青を點じ、強ひて文をなさしめんとするものあり、文豈斯くの如きものならんや、是恰も花園の蔓草を刈りて、未、其の根を斷たざるが如く、如何に熱心に添削すとも、遂に其の善良なる草花の、發育舒暢を見ること能はざるや等しく、思想の發達は到底望むべくして、得べからざるなり、

蓋已に整理の法に慣れ、自ら能く叙列し得るに至りては、必ずしも一々問答法によ

るに及ばずと雖ども、小學兒童に在りては、全然其の自作に一任するが如きは、到底善良の結果を得ること能はざるべし、

第六節 思想整否の試験

思想整理法の大意は、前に述ぶるが如しと雖ども、其の思想の整否は如何にして之を知るを得べきか、抑吾人が他人の思想の如何を知るを得るは、主として、其の談話文章及事業の如何を觀察するによる、就中談話は最、直接に、又最、明瞭に之を知るを得べきものなれば、作文教授に當りては、

- 一、其の筆述せしめんと欲する事項を取り纏めて語らしむべし、

是極めて必要のことにて、所謂思想整否の試験法なり、而して其の語るところ秩序ありて、其の意見の明瞭切實なるに於いては、其の思想の既に能く整理せられたるを知るべしと雖ども、若、其の言ふところ、或は要項を脱漏し、又は排列、其の當を得ざるに於いては、其の思想の未、全く整理せられざるものなれば、かかる場合にありては、宜しく、更に問答批評すべきなり、

第七節 言語練習の必要

既に思想の整理せるを認めたるときは、多數の兒童をして之を復述せしめ、以て言語を練習するを要す、言語は實に文章の源なり、吾人の個々相對するや、其の思想を表白するには、必ず言語によらざるべからざるが故に、

一、文字の表彰と共に、言語の表彰に熟せしめざるべからず、
是皆に、實用上より必用なるのみならず、其の觀念思想を永久に持續せしむるがためにも、亦甚必用なりとす、

第八節 思想整理に要する設問

余は、更に、思想整理に關して、一言するところあらんとす、凡初學の兒童はありては、他人の補助誘導を藉るにあらざれば、自、其の思想を整理することは、到底困難を免れざるものなり、是を以て、其の所思を述べしむるに當り、錯雜不明の事あるは、教師の補助誘導の足らざるか、若くは正しからざるかに基因するものたることを悟らざるべからず、而して其の補助誘導の宜しきを得ると否とは、多く其の設問

の如何に關するものなれば、教師は、其の設問の適否を考察して、開發誘導せざるべからず、即、

- 一、思想を整理せんが爲に用ゐる設問、
- 二、理解を啓發せんが爲に用ゐる設問、
- 三、興味を喚起せんが爲に用ゐる設問、

以上設問の如何は、實に教師の力量を卜するに、十分の價值あるものにて、教授の巧拙は、全く此に存するものなり、

若、此の設問にして、其の當を得ざらんか、幾たび繰り返すとも、豫期の答を得ること能はざるべく、遂に教師は其の設問は、

自己の思想を語り、兒童をして、筆記者の位置に立たしむるが如き、不體裁を表はすに至るなるべし、之に反して、設問其の當を得るときは、兒童は何等の苦もなく其の誘導開發せらるること、を自覺せずして、愉快に整理し表彰し得るものなり、されば、

- 一、論理の法則に適ひ、
 - 二、其の要項に對する觀念を表明するに適切に、
 - 三、又能く前後相照應して其の功を完うせんことを期し、
- 一の要項と他の要項との、連絡を適切ならしめ、一步一步其の豫期の點に進まざるべからず、

例へば、(一)紙は如何なる色なるか、(二)紙は何に用ゐるか、(三)然らば紙は如何なる色にて何に用ゐるか、……更に進みて、(四)紙は何よて作れるか、(五)然らば紙は何にて作り如何なる色にて何に用ゐるか、の設問によりて、兒童の思想は、紙は楮の皮にて作り、其の色白くして、字を書くに用ゐるものなり、と整理せらるゝが如きはなり、

余は嘗て一教師の生徒に擬するに「戦争する人を軍人といふ」といへる一個の觀念を以てし、さて生徒に向ひて「軍人とは如何なる人を云ふか」の設問を下ししが終に其の要領を得ずして、徒に貴重な時間を費したることを見たりき、縱令如何なる答を以て軍人と云ふ觀念を表明し得るとするも、此の如き設問は、終に豫期の答を得ること能はざるべし、是等は最簡單なる例なるも、其の設問の妥當ならざりしが爲め、教師は無用の煩勞を重ねたる後、遂に其の罪を生徒に嫁せしめしが如きは、誠に嘆はしきことといふべし、

第九節 答言の處置

教師の設問如何に正しきも、生徒の言語未熟なるか、又は道理力の發達不十分なるが爲め、其の答言正確を缺くことあるは、是亦止むを得ざることなり、斯る場合に於いては、教師は之を曖昧に付せず、須らく明瞭に、其の否なることを説明し、若くは拒否すべし、即、

一、答言は明確にして條理整然たらざるべからず、

例へば、前節軍人に關する發問に對し、「軍人とは戦争をする人を軍人と云ふ」と答ふるが如き、又「菅原道真公は、學問にすぐれて、行の正しき人でありまして、後には無實の罪で遠國へやられました」の一説話の如き、一は發問に對する答言として、

一は連絡ある一説話として、何れも不條理の言語たるものなれば、教師は之に向て教可し、若くは曖昧に付するが如きことあるべからず、斯の如き答を容るゝときは、是が爲め思想の正確と緻密とを失はしめ、將來に向ひて、大弊害あるものなれば、鎖々たることの如きも、注意して、斯ることなからしめんことを勉むべし、然れども是が爲め、

二、兒童の考案より出たざる答言は漫く拒否して失望落膽せしむべからず、

第十節 文體に關する注意

右等の如くして、完全の表出を得、之が練習を重ねたる後、之を筆述せしめなば、能く其の目的を達することを得べし、然れども、其の文修飾に流れ、若くは強て文語を以て控制するに及びては、如何に思想の完全なるも、筆述の上にて其の完全を認むること能はざることあり、されば、作文せしむるに當りては、

一、専ら達意を旨とし止むを得ざるにあらざれば字句を以て控制すべからず、

二、宜しく流暢にして明晰顯著ならしむべし、

是を以て、本書は、一學年には専ら談話體に綴らしめ、進むに従ひ漸次文語を交へて文章體に移りたり、されば、一文中一部分は談話體として、一部分は文章體なるものあるべし、然れども、事物進化の順序として、此の期より彼の期に移るに當りては、必ず一たび兩期に跨るは、自然の理にして咎むべきものにあらずるを信ず、之を強て咎むるが如きは、却て教育の道理に背くものと言はざるを得ざるなり、次に談話體の記述につき一言せんとす、余は嘗て二學年に記事體の文を綴らしむるの外、社交上の用談をも談話體に綴らしめたり、是れ其の結果頗る見るべく、生徒の思想を充分に記述せしめ得るのみならず、自然三學年の文に比して長文なるも、何の苦もなく綴ることを得るのみならず、言語の練習としても亦適切ならんことを信ずればなり、之を約言すれば、

三、談話體の記述は兒童の思想を圓滿に發達せしむるに最適當なり、

と云ふにあり、其の後余は記事體の文をも、時々談話體に綴らしめたり、從來多級

學校にては、斯ることをなさしめざりしも、余は今後多級單級を問はず、此の種の文を二學年一課することを主張するものなり。

第十一節 文語教授に關する注意

余は尙進みて、文語教授につき一言すべし、本邦の如き言文の離隔甚しき國にありては、特に文語を教授するが爲めに時間と勞力とを要すること多く、是を以て往々作文には、其の主とするところ文語の教授にあるが如く、(即文語を教授するがために作文せしめ)動もすれば實際上必要もなき事項を綴られしむるの傾きあるは遺憾の事と云ふべし。

最初の一學年にありては、讀書作文同一にして、單語單句の教授なるを以て止むを得ざるも、其の以上の學年にありて、文語文法を主として綴らしむるときは、是が爲め實際上差したる必要もなき作文……を課せざるを得ざることあり、斯る主義にて教授するときは、兎角無味乾燥に傾き、實用上の關係少く、記憶に不便に、而して又稍長き文を作爲せしむるに當り、さほどの活用はなさざるものなり、され

は文語文法を撰擇して、其の教授順序を定むると共に、實際上必要の事實を撰擇して相和合せしめ、必要の出來事を處辨するを主とし、其の必要の場合一臨みて、文語文法を授けんことと望ましけれ、

世人が通例の思ふところを筆述して、大なる誤なき所以のものは、必ずしも文法を知つて然るにはあらず、多くは平生他人の作爲せる文章を講讀すること屢なるによりて、知らず識らず、其の口調を會得せしものにして、實際其の文法を誤りしところも、之を口調の耳障りとして訂正することあるを見ても知るべし、蓋し斯の如きは、入るに易くして學ぶに難からず、初めより一々其の道理によりて文章を構成せしめんとするがときは、却て其の窮屈を増し、文意の舒暢を妨ぐべし、かゝる教授法は、高等小學以上には尙適用すべきも、尋常科にありては、未だ其の可なるを見ざるなり、然れども、尋常科なるが故に、其の意義文法を全く説明する必要なしと云ふにはあらず、讀書科の如きは、必ず之に説き及ぼすべく、本科と雖ども其の説明を與へ意義を知らしむべきは、固より當然なり、要するに、

- 一、文語文法の教授は其の實際上の必要を待つて之を爲すべし、
- 二、文法の誤りは成るべく前後口調の關係より自然耳障りと感ぜしむることを勉むべし。

第十二節 反覆練習の必要

文語文法を自然に兒童の口調に入らしむるは、亦敢て難きことにあらず、教師の注意如何よりてなし得らるべきなり、即ち他なし、

一、範文を反覆連讀せしめ之を諳誦し諳書し得るに至るまで練習せしむべし、
余は、往々作文に限り、每一時間に必ず一題つゝを課し、更に反覆練習をなさずして進むものあるを見る、談話體の文は暫く之れを問はざるも、既に文章體となりて、其の觀念の序列を正して、整然たる思想となし、之を文字に表はし比較檢正并に應用をなし、以て其の思想の結構、文語の用法を永久ならしめんには、一題につき一時間以上二時間を要すべし、若、毎時一題を課するものとすれば、帳簿につき添削したる文は、如何よして其の添削の要點を會得せしめ得べきか、此の如くならば、兒

童は徒に其の評語評點のみを見るに止まるべく、幾回添削すと雖も、常に同一の誤を反覆して、終に是止の期を至らん、是豈に教授の道ならんや、

シヤイベル曰く、兒童は四回の學習によりて、之を會得せんが爲め、三回之を學びて三回之を忘れざるを得ずと、一回の教授決して之を記憶し、之を應用し得べきものにあらず、必ずや反覆練習をなすにあらざれば、其の効果を奏する能はざるべし、

されば已に添削を加へたる後は、之を反覆讀習せしめ、且更に、

二、類似の文題を與へ既習の形狀によりて之を綴らしむるを要す、

三、或は同文題にて其の結構を變化して作らしむるを要す、

或は又讀せしめ、口話せしめて、其の思想及文語の活動自在を得しめんことを勉めざるべからず、

本書は、教授者の便を計り、別々練習の項を設けて、比較應用の材料を掲げたり、是れ即教授讀習に續きて課し、一題凡二時間を以て圓滿なる終局を結ばんことを欲すればなり、

第十三節 添削に關する注意

反覆練習を要すべきことは、右に述ぶるが如くなるも、其の讀習せしむべき價值なき文をも、之を讀習せしむべしといふにはあらず、表面上より見るときは、已に添削修正したる以上は、之を反覆讀習せしむべき價值あるものゝ如く思はるゝも、其の添削修正は、如何なる度にまで及ぼすべきかを考ふるときは、其の添削を加へし文と雖ども、未、以て範文たるべき價值を有せざること明かなるべし、

抑添削修正とは、其のものを基礎より改造するの謂に非らざるなり、然るに往々教師が自己の思想を以て、全體に添削を加へ、全く兒童作意のあるところを失はしむるも、尙、且、顧みざるものあり、此の如きは兒童をして不快の感を起さしめ、作文科を厭忌するに至らしむるのみならず、素より兒童の思慮の存せざるところなるにより、其の主意不明に、其の文の難屈を感じるに至るべし、されば、

- 一、添削は原文の主意を一層明瞭ならしむること勉むべし、
- 二、添削は兒童の理解し得べき程度に止め置くべし、

- 三、添削の際は難字句を用ゐず且是正の文字は走略の體を用ゐるべからず、
- 四、兒童自ら改竄し得べきものと認めたる個處は兒童自身をして改竄せしむべし、

第四の如きは、固より鎖事なりと雖ども、大に注意を周到ならしむるに効あるものなり、

又板上につき、問答添削をなす場合に於ては、宜しく必要の事項にして多數兒童の誤れるもの、即、

- 五、教授上價值多き文を探りて材料となすべし、
- 六、其の本人に向ひて添削すべき個處の有無を問ふべし、

若し本人にして、其の不可なる點を發見したるに於ては、宜しく先づ本人をして其の意見を述べしめ、然る後衆兒童をして意見を述べしむべし、

余は往々問答添削の材料として、其の文を採用せられし兒童自身が、其の失を發見

いて、自ら添削せんとする意志を表明し、若くは其の意志あることが舉動顔色に現るゝにも拘らず、他の兒童をして之を添削せしむるを見ることあり、本人の遺憾思ひやるべし、斯ること度々なるに於ては、兒童は板上添削を以て耻辱を與へらるゝもの如く思惟し、終に其の採用せらるゝを厭ふに至ることあるべし、慎まざるべからず、

已に述べたる如く、添削の本旨は、生徒の原文の意を明にし、又其の理解の程度に止むべきものなれば、其の文舉げて皆反覆讀習の價值あるものとはなすべからざるも、板上添削の文は其の如何なる方法によるを問はず、概して、範文となすの價值あるものにて、其の他は往々流暢ならざるもの、又簡明ならざるものあるを免れず、されば、かゝる場合に於ては、

七、衆生の作文中より優等の一文を探り之を範文として各生の作文帳に筆記せしめ、以て反覆讀習の材料となすべし、

是亦一方に於ては、範文教授の方法として見るべきものなり、

第十四節 特に範文を示すべき場合

從來範文には、別段の教授方法とてなきが如し、余の屢々見るところによては、直に範文を板書し之を讀ましめ且筆記せしめて、次に類似の事項を記述せしむるにあり、是範文教授の一方法として見るべきも、而も、之を以て善良なる方法とはなすこと能はざるべし、余が實驗せし範文教授に三法あり、

一は、直に範文を示して、何の事項を記したるものなるか、又其の讀み方は如何等を問答すること、恰も父兄が、自己の許に來りし信書を、子女に讀ましめ、其の意義を語らしめて後、かゝる事項の記述法は、斯くあるべきものと告ぐるが如くす、
二は、將に授けんとする範文の内包、即要項を豫め教師の腦裏に置き、其の要領を表明するに適當なる方向に、兒童の思想を整理せしめ、之を言語に表出せしめた後、かゝる思想を表彰するが爲めには、此の如く記述すべしと告げて、範文を示し、之を誦讀し、且意義を語らしむ、

三は、兒童の既に其の事項に就き記述したる後に於て、其の範文を示して、自他

の優劣を明瞭ならしむること、是なり。

範文の性質よりするときは、何れも其の形狀、即字句の用法、要項の排列連絡文法等を示すものよて、何れの方法によるも可なるが如くなるも、兒童をして必要を感じしめ、充分注意して、其の善良なる模範を得んとする欲望を生せしむるものは、實に第二第三の方法にして、第一の如きは稀に用ゐるべきものなり、何となれば、第一の如きは兒童をして其の必要を感じしめ、其の如何に處理すべきかの念慮を生せしむること、最少なけれなり。

尋常小學に於ける作文教授法は、問答法より思想を整理したる後、談話體より綴らしむるか、或は用語を教へて綴らしむるか、又は問答を用ゐず、直に要項を與へて記述せしむるか、然らざれば、填字連接復文等の方法によるものなれば、即ち、

一、範文は必しも教授の第一歩に於て示すべきものにあらず。

二、範文は作文の成績を見たる後必要ある場合に示すべし。

斯くするときは始めて範文を示す効力は顯はるゝ者なりと云ふべし。

第十五節 記述上の注意

吾人が筆とする事項は、其の複雑なるものによりては、條理の明晰を欲するが爲、之が文案を草し、添削數次始めて其の所思を達すべきも、其の社交上、若くは、迅速處辨を要する日常の出來事は、多くは文案を草することなく、直に筆を執りて其の要を辨するものなり、然るに、小學校兒童の作文は、毎に之を石盤上に綴らしめ、更に帳簿に記載して差出さしむるもの多し、此を以て急速の間に用を辨する能はざる傾きあり、されば、

一、時々其の腹案を直に紙上に記述して差出さしむべし。

心意作用の敏活は、世に立ち事を處するに際し、最尊重すべきものなれば、小學校に於ては、種々の場合に於て、咄嗟の間に事を處理する習慣を養ふを要す、本科の時時文案を草せずして、直に記述せしむるが如きは、全く此の必要より生ずるものなり。

右は記述の方法に屬するものなれば、更に其の記述の體裁につき一言せんとす、男

女文體の區別及文字の顛倒の如きは、世間種々の議論あるも、男女文體を異にするが如きは、中等以上の教育にして、所謂美文的に記述せしむる場合にあり、尋常小學に於ては、

一、文體は男女同一にして、只記述の上に於て、即男子が拜呈と書すべきところは女子は一筆申上候とするが如く、女は其の字句の柔かなるものを用ゐしむるのみにて可なるべし、

二、文字の顛倒は漢文より轉化せるものなれば、兒童に綴らしむるには其の易につき總て書き下しとなすべし、

されど、又其の顛倒語の讀み方意義は、之れを知らしむることを要す、本書は、文字の顛倒を避け、書き下しとなせり、又本書を用ゐるに當りては、其の文例の字句は、男子に適當せるもののみを撰びたれば、女子に示さんには多少字句の斟酌あらんことを望む、

第十六節 徳性涵養上の注意

徳性の涵養は、小學校の本務なれば、其の如何なる學科を問はず、之が注意を要すべきことは、已に教則大綱によるも明かなり、されば、本科にありても機に臨み時に應じて、此の目的を達することを忘るべからず、今其の注意すべき事項を左に掲ぐ、

一、文題は成るべく徳性涵養の材料となるべきものを採りて之に害あるものは之を避くべし、

例へば、酒煙草芝居見物等の如きは、假令其の内包に於て之を否定するも、かゝる不潔の觀念を、玲瓏玉の如き兒童の腦裏に感觸せしむるは、甚だ好まじからぬことなり、

二、文の内包に於て徳性を毀傷すべき教材は是亦避けざるべからず、

例へば、職業と云へる文題ありとせん、其の内包に於て、心を勞する職業は身を勞する職業より尊しと云ふが如きことあらば、兒童をして益々實業を賤ましむるに至らん、

三、場合によりは貴人偉人高德者の肖像又は神社宮殿等の圖を示すときは鄭重に扱ひ且敬禮をなさしむべし。

即教師先づ敬禮をなして其の由を告げ、兒童をして亦敬禮せしむべし、是によりて兒童は、無言の内に無量の尊敬心を起すものなり。

四、記述上敬意を表すべき事項は必ず敬語を用ゐしむべし。

五、無責任のことを記述せしむることなかれ。

即放言壯語只、自、快とし或はかりりめに申譯をなすが如きは甚好ましからず。

六、縦令練習上に益ありとも虚譎の事項を記述せしむべからず。

七、帳簿は鄭重に取扱はしめ蕪雜の書體を用ゐるを戒め且無用の事を記さしむべからず。

第十七節 書簡認め方及用語の注意

維新以來、上下一般に舊風を破壊し、禮法を輕視し、簡易便法を主とせしより、秩序なく規律なく、制裁なく、遂に今日の如く禮儀作法を辨へざるものあるに至りしは、實

に嘆すべきことと謂ふべし、西洋諸國の如き、實利を重んずる國民と雖ども、而も禮儀作法の正しきは、彼の地に遊びし人のよく知るところなり、我が國の如き元來禮法を重んずる國柄に於ては、尙更教育者の常に意をこゝに用ゐざるべからざることは言ふまでもなきことなり。

抑、禮法と云ひ作法と云ふは、貴賤長幼の秩序を正しからしむる典例にして、要するに、他をして不快の念を生ぜしめざるを旨とするものなれば、普通の作法を心得居ることは、社交上、頗、必要の事なり、而して、往復文書の上に於ても、亦其の貴賤に對する作法用語あるものなれば、是亦吾人、宜しく、守るべきものなり。

余の同僚某氏の所藏に、書札訓と云へる寫本あり、此の書は幕末ころの編纂にかゝるものにて、今日に適せざる事項もあれど、文書往復の作法用語に關し、頗、詳細に記されたり、今其の一二及び其の他見聞にかゝるもの一二を斟酌して、教授者の參考に供せんとす、其の詳細に至りては別々其の書あるべければ、就きて觀覽せられんことを要す。

書簡認め方心得一斑

- 一、書簡の發端に於ける挨拶は、先づ先方を賀して、次は自己の事を叙すべし、
- 一、發端より、名前又は代名詞(御内室様父事)を書くは、大概凶事に用ゐることにて、賀状には何なりと發端を添ふべし、
- 一、貴人に贈るべき品につきて、到來に任せ、或は有合せの品杯と書くべからず、假令有合の品たりとも、わざと用意して進上する心を以てすべし、
- 一、貴人へは、進上仕候と書くべからず、差上申度候と伺ひの敬意を以てすべし、
- 一、他に對して、何なりと御用仰せつけ下され度杯と書くは、よろしからず、相應の御用御仰せつけられ度と書くをよろしとす、
- 一、罷と云ふ字は、退くの敬語なれば、古は私宅に退き在るか他所より辭し歸りたるときのみ、罷在罷歸りなど用ゐたり今は轉じて去來共敬語として用ゐる、罷出罷越など書くやうにはなりしなり、
- 一、尋は、不明のものをうこことたづぬる義なれば、御尋下されは、卑下の意にてよろしきも、御尋申上候は、甚たよろしからず、御訪申上と書くべし、
- 一、自己に屬することを申述ぶるに、御座候と附するはよろしからず、例へば不束者に御座候へ共の如きは、御座の二字を除くべきものなり、
- 一、御の字を附するは、先方を尊敬するためのものなれば、其の行の最終に書するはよろしからず、されは豫め其の字配りに注意して、行の終末に當らぬ様になすべし、若し行の最下は當ることあらば、其の場所は空白のままに置き、

次行の始めに書すべし、

一、貴人に送る狀の末尾に、不備不宣不穴賢と記するはよろしからず、恐惶謹言或は又頓首再拜と記すべし、

一、進物に鳥の數を一番と書くは、祝言の場合として、常は一二或は又一羽二羽と書くべし、

- 一、蜜柑卵筍鯉節等を贈る場合に、其の數を擧ぐるはよろしからず、一籠一折、或は又一把一連等の語を用ゐるべし、

一、小袖は、ひらねたかまね一重二重と書くも、其の他の衣類は袷と雖も一二或は又一枚二枚と書くべし。

一、壹貳參の數字を用ゐるは、金錢其の他取引等後日の證明を要する場合に於て、其の他は絹ひらねたかまね一卷着二種等の如く、一二の文字を用ゐるべし。

一、貴人を招請するに、切迫したる日附を以てすべからず、必ず五三日前になすべし、例へば明日御來駕なし下され度杯とするはよろしからず。

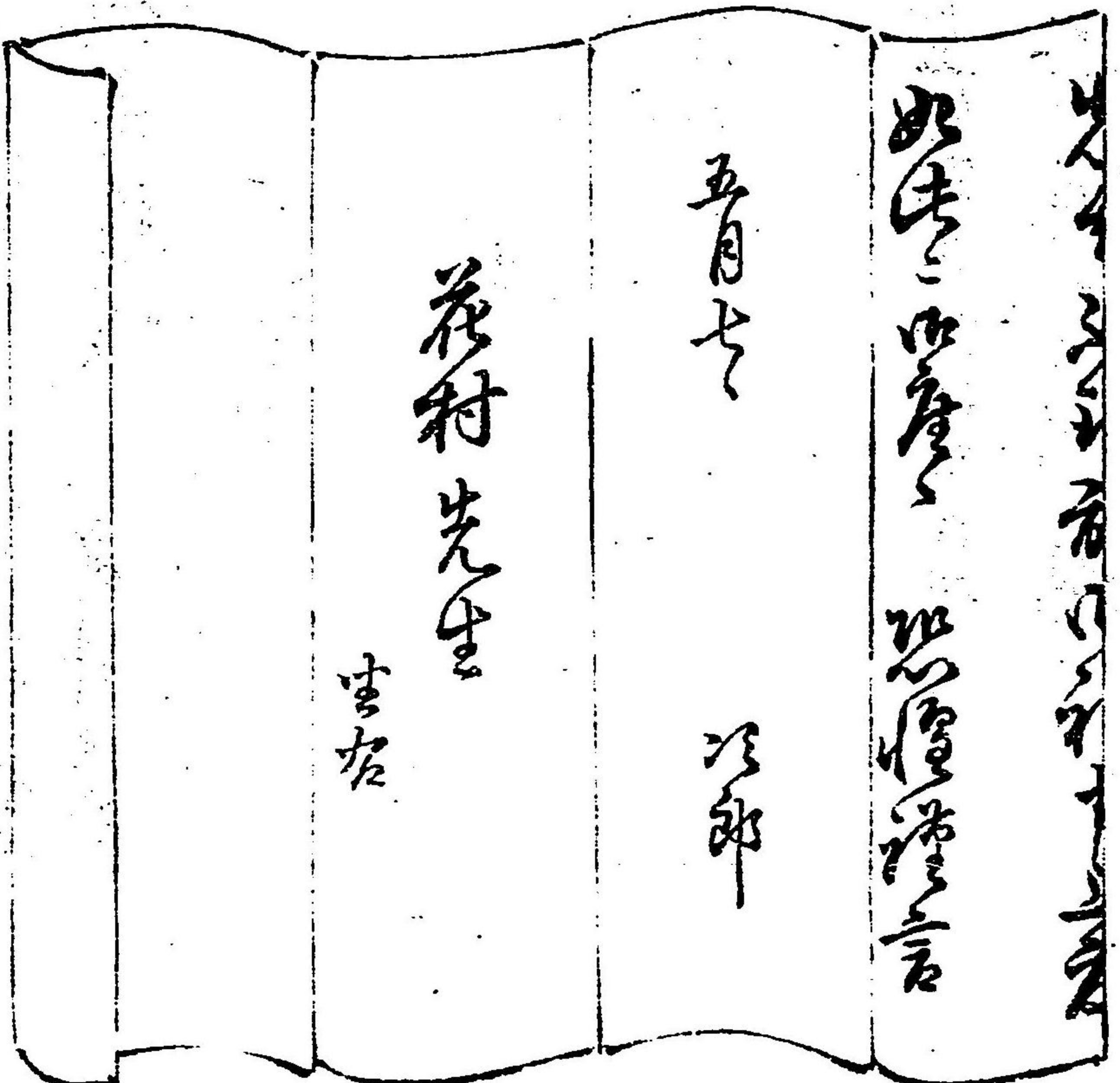
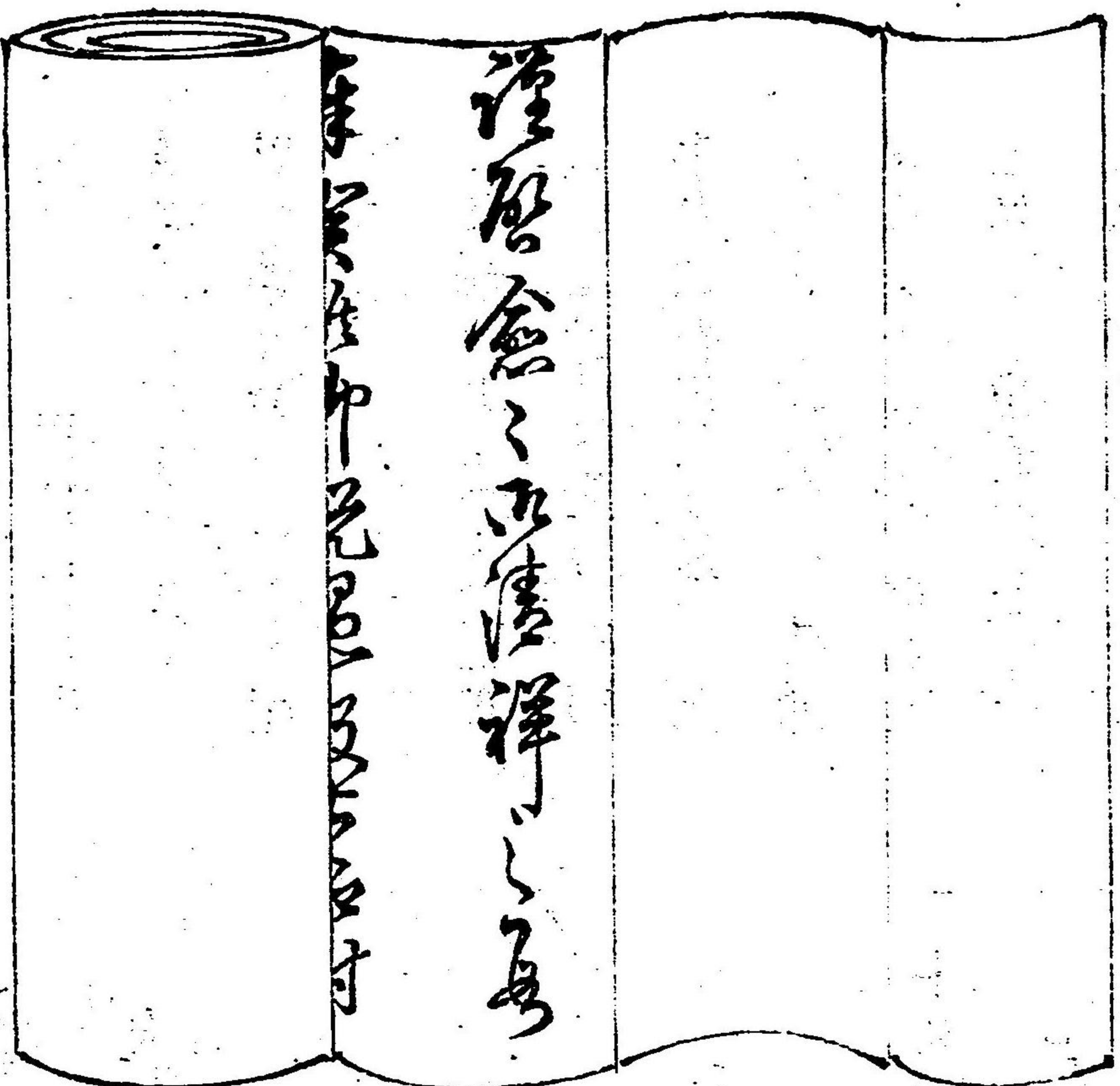
一、單は明日又は明後日は云々と書くはよろしからず、必明幾日明後幾日と日を指定すべし、我より訪問する場合には時刻を云ひ送りて、先方を長く待たしめざるを宜しとす。

すべて時日は、可成精密なるを要す、何曜日を括弧中に記し置くも其便なり。

一、書狀を認むるときは、巻紙の端二寸程置きて認め始むべく、終りは一寸五分程餘白を存し置くべし。

一、貴人に送るべき書狀の書式は、上部に接して認め下方凡五六分を餘し置く

べし。



一、改まりて書状を送る場合には、年月日を用文の末に記すべきも、其の他は月日のみを記すべし、

一、状囊の書式は、正式には、表面に先方の宛名并に自己の姓名を記すべきも、現今は普通畧式によりて、自己の姓名等を裏面に記す、是は妨げなきことなり、

志津川町廿六番地
七北田村百二番地
花村忠雄様
春井次郎
侍史

五月七日

千葉縣上総國長柄郡日吉村
石井源三郎様
親展
切手

一、郵便切手は、必ず一

定の場所へ貼付するを

よろしとす、即ち先方

の住所姓名の左の肩に

貼付するは正式なり、

仙臺市北一番町廿番地
石川保永
五月七日

第二章 教授方法

第一節 作文一般の教授法

凡學習したる事項は、正しく之を口にし筆にするを得るにあらざれば、正確の知識と認むること能はざるものなり、されば如何なる學科を問はず、一たび教授したる事項は之を正しく語らしめ、又正しく記述せしめて、其の知識の收得をして正確な表現をすることと勉めざるべからず、而して其の記述は、即之を名けて作文と稱すべし、其の故は、是れ由りて之を觀れば、作文は實に諸學科教授の應用として、教授の

終局に屬すべき事業なり、然りと雖ども、其の應用も亦特に一科をなし、以上は、教授上履行すべき段階は、他學科と聊も異なることなし、今其の一般の教授段階につき、其の各段に於て施すべき事業の概要を左に示さん、

第一豫備

(イ) 前時學習せし文の復習、又は帳簿添削の際心附きし個所の説明
問答をなす、

(ロ) 目的を告ぐ、

(ハ) 實物圖畫、又は説話問答によりて興味を喚起し、其の處理法を思
念せしむ、

第二排列

(イ) 其の處理法を説話せしめ、且説話の練習をなす、

(ロ) 記述に必要な字句文法を問答教授す、

(ハ) 記述せしむ、

第三比較

(イ) 同列生の記述と交換檢正せしむ、

(ロ) 字句文法排置及事實等につき問答訂正す、

(ハ) 前時に學習せし記述と比較し、其の類同差違を表明せしむ、

第四統括

(イ) 當日の記述の大意を問答す、

(ロ) 前課と同種のものならば、其の所屬誘引し用ふる文、祝賀に用ふる文等を表明せしむ、

第五用應

(イ) 類題を與へて、口頭作文は記述をなさしむ、

(ロ) 記述の形狀を變せしめ、又は文意を變せしむ、

(ハ) 或は類例の誤作を訂正せしめ、又は壞字、若くは短文を連接せしむ、

(ニ) 諸書、諸誦を課す、

若は、大體の方法にして、其の教授の實際に當りては、便宜種々の變化と應用とを要するものなり、今左に單級式の尋常小學に、最適切有益と認むる實地方法、并に各種の練習法を擧げて説明せん、

第二節 實地教授法

作業せしむる方法に二あり、

一は教師が補助誘導を與ふるものにして、即問答より、思想を整理し、又は要項を與へて、記述せしむるもの是れなり、

二は生徒の自力に任ずるものにして、即題目のみを示し、他は兒童に一任して、記述せしむるもの是れなり、

既に、第一章第二節第五節等に述ぶるが如く、兒童は、其の初めに當りては、自ら思想を整理するに慣れざるものなれば、尋常小學にありては、殆んど全く第一の方法に當りて、教授するを正式とするものなり、今其の教授例を左に掲ぐ、

教授例 (凡三時間)

〔注意〕 一、方法中、一、二、三、四、等の日本數字は、教授の順序を示しなむるものなり、

二、同時並數組を教授するものなれば、音聲の衝突を免れ、之を避けざるべからず、即一方は讀ましめ、語らしむるときは、一方は書かしめ、又は默讀せしむべし、

且又教授一方に、直接教授をなすときは、他は自習的の業務を課するを必要とす、

法	方	材	教
第三章 教授方法	習字用具を出し、習字の準備をなすしめ、補助を配り、硯箱の位置、墨のすり方、筆の持ち方、等を教へしむ、	ノ、ク、マ	一、題目 神武天皇
			二、程度 神武天皇は今の天子様の御先祖なり
			三、同上
			四、同上

第二章 教授方法

時	第
八、ノクノ読み方 書き方を授け、 且一紙に二行四 字に書くべきこ	八、三四學年を通じ左の設問をなす イ、始めて此の日本國を開き給ひしは何方なるか ロ、然らば神武天皇は如何なる御方と申すべきか (前項と連接して語らしむ)
九、一生の文を採り板上 に記し、問答添削し、 帳簿に記さしむ	四十二 四、左の設問をなす イ、神武天皇の日本を開き 給ひしは今より何年程前 なるか ロ、其の時已に天皇の御 位にあり給ひしか ハ、如何にして天皇の御 位につかせたまひしか ニ、然らば神武天皇は如 何なる御方と申し上ぐる を得べきか (數項を連接して語ら しむ)
十、同上板上添削の後帳 簿に記載せしむ	五、數生をして復述せし め、今上天皇陛下の文 字を教へ、石盤上に記 述せしむ
十一、數生をして讀まし め、且意義を語らしむ	七、數生をして復述せしめ る後、帳簿に記載し差出す べきことを命ず

とを教へ、補助
生をして各自に
つき矯正せしむ
(此の間自習)

十一、數生をして讀まし
め、更に諸誦の豫習を命
ず

十二、數生をして讀まし
め、且意義を語らしむ

一、豫め生徒長に交附し置き
たる添削せしめ、且熟讀すべ
きを命ず

四、手本を掲げ、
列の読み方を
方授け、一紙
に二行四字に
習すべきを告
補助生をして
手助けしむる
前時に同じ

二、前日の作文を石盤上
に書取することを命ず
六、二三生をして諸誦せ
しむ
八、左の事項につき問答
す
イ、東征の比較(日本
武尊)
ロ、武勇の比較(日本
武尊)
左の口語を掲げ文體に
改作せしむ
キ、まどたけるのみこと
はつよきねかたであり
ます

三、同上及諸誦の豫習を
命ず
七、一生をして諸誦せし
む
同同上
九、日本武尊は景行天皇
の皇子なることを問答
し、此の事項を二學年
の記述に加へて記述せ
しむ

五、添削の際發見せし事項に
つき教授し、且速讀の豫習
を命ず
十、一二生をして速讀せし
め、豫て小黑板に記し置き
たる左の文を掲げて正誤せ
しむ
日本武尊は神武天皇の皇子
にして幼少のときに武勇人
にすぐる御年十六のとき
まそを討ち平らげ後又東國
を征伐す大功ある御方なり

第二章 教授方法

時	第
十一、正否を檢訂す	四十三

時

十三、巡視矯正

十二、四五名の生徒を指名し置きて順次に読み終りて各自石盤に書取るべきことを命ず

十四、板上添削且二三生をして讀ましめ、之によりて各自の記述を訂正せしむ

十五、問答訂正の後二三生をして讀ましむ

第三節 練習の方法

練習の方法は、種々あれども、尋常小學校にありては、凡左の諸法によるを普通とす、而して是等の諸法は、何れが重く何れが軽きかの別はあらざれども、自ら難易あるものにて、填字法の如きは易く、變形法の如きは稍難きものなれば、其の難きは學年の終りに、又上學年のものに課するを適當とす、而して、又是等練習の諸法と雖も、之を正式に教授する場合にも、用る得べきものなり、即問答法により思想を整理し、言語を練習して、後復文法により、口語を文體に改作せしむるが如きは是れなり。

一、填字法

文章中前後の關係によりて、少しく思念を費せば、補正し得べき字

句三四個所を故らに缺き、之に相當の文字を填充せしむるを云ふ、

例へば、父母の恩は□△△△、高く海よりも□△と云へる缺文に、

山よりも、及深しの文字を入れしむるが如きは是れなり、

二、正誤法

文章中流暢を感するべからざるところ、又は文法事實等の誤りあるものを掲げ、之を正さしむるものを云ふ、

六、訂正法

例へば、父母の恩は山より高くして海よりも深し、を、父母の恩は山

よりも高く、海よりも深しと訂正するが如きは是れなり、

二個以上の短文を與へて、其の語尾を變じ、又は代名詞等を用る、連接して一文となさしむるを云ふ、

三、連接法

例へば「父母の恩は山よりも高し」と「父母の恩は海よりも深し」と

の二文を連接して、父母の恩は山よりも高く海よりも深しとするが如きは是なり、

四、復文法

談話體の記事、又は社交上の會話を記述せるものを示し、之を記事

體に改めしむるを云ふ、

例へば、

如きは是なり、

文又は日用文となさしむるを云ふ、

例へばちちははの恩は山よりも高く海よりも深くありますを、父母の恩は山よりも高く海よりも深しとするが如き又こひ一びきさしあけまうしますを鯉一尾差しあけ申候とするが如き是れなり、

五、示項法 其の文章の内包となるべき要項を示し、兒童の思想を限定して綴らしむるを云ふ、

例へば父母の恩を海山に比して記述せよと命じて、父母の恩は山よりも高く海よりも深しと綴らしむるが如き是れなり、

六、變形法 既習の文、若くは一文を與へて、其の意味を變ずることなくして、其の形状のみを變せしむるを云ふ、

例へば、山よりも高く海よりも深きは父母の恩なりと云へる文を、父母の恩は山よりも高く海よりも深しとするが如き是れなり、

右の外長文省畧、短文敷衍、或は又變意法等種々の方法あるも、尋常科にありては、

其の困難を免れざるものなれば、茲には之を記載せず、然れども、是等の諸法を用ゐると否とは、教授者の任意にして、敢て用ゐるべからずと云ふにはあらざるなり、

第三章 實地教材

第一課 記事文

〔題目〕 神武天皇

〔注意〕 本課は、二學年生に始めて文語を教授するものなれば、教授の際は勿論、練習の場合にありても、尙此ノ意を用ゐるを要す、

〔文例〕 一、じんむてんわうは今の天子様の御先祖なり。
り。(二學年)

二、神武天皇は今上天皇陛下の御先祖にして始めて日本の國を開きたまひし御方なり。(三學年)

三、神武天皇は今上天皇陛下の御先祖にましますとして今より二千五百五十餘年前に我が日本を定め始めて天皇の御位につかせたまへり(四學年)

〔練習〕

一學年 左の口語を、文語に復文せしむべし、
やまとたけるのみこととはつよいおんかたであります。

二學年 右の事項に、更に左の一項を加へて記述せしむべし、
景行天皇の皇子にまじふこと

四學年 左の文を示し其の誤謬を訂正せしむべし

日本武尊は神武天皇の皇子にまじふ幼少のときに武勇人にすぐる御年十六のときくまろを討ち平け後又東國を征伐す大功ある御方なり

〔注意〕右の文中神武天皇を景行天皇にをより、るをれ、すをり、あるをありしと訂正せしむるものなり、

第二課 日用文

〔題目〕

櫻の花を贈る文

〔注意〕本課に於ては、三學年に、始めて日用文語を教授するにあるものなれば、宜しく茲に注意して教授すべし、

〔文例〕 一、さくらの花一にださし上げます (三學年)

二、櫻の花一枝差上候 (三學年)

三、庭の櫻咲きそめ候に付一枝御目にかけて申

候 (四學年)

〔練習〕

示項法により、菜又は大根を贈る文を綴らしむべし、

二、但、二學年は簡單なるを以て、二題、若くは三題を課するを得べし、

一學年 一、贈るべき品は菜三把なること、

第三章 實地教材

二、贈るべき品は大根五本なること

三學年 (イ) 贈るべき品は大根なること

(ロ) 其の數は五本なること

四學年 贈るべき理由は左の二項にあり、依りて其の意を書き表すこと、

(イ) 手作りの大根なること

(ロ) 本年はことに見事に生ひたちしこと

(注意) 四學年には、此際少々ながら又は些少なからの用語を教ふべし、

〔題目〕 魚を贈る文

(注意) 本課にありては、三學年に申候の日用文語を教授するにあるもの
なれば、練習の場合もありても、此より力を用ゐるを要す、

〔文例〕 一、鯉一匹ささし上げまうします (二學年)

二、鯉一尾差上申候 (三學年)

三、かねて御話いたし置候鯉取りれさへ申候お
付些少なから一尾進上仕候間御笑味下された
く候 (四學年)

〔練習〕 左の文題を語り、一ちゆう一つの用語を教へて綴らしむ、

二學年 一、赤飯を贈る辭

二、筆を贈る辭

三學年 一、赤飯を贈る文

二、筆を贈る文

四學年 左の要項を與へ、筆を贈る文を綴らしむ、

(イ) 豫て小筆を取りよすることを話せしこと

(ロ) 取りよせたること

(ハ) 三對進上のこと

(文例) かねて御話いたし置き候小筆取りよせ申候に付き二對進上いたし候間御ためし下され度候

(注意) 教授時間の都合によりては、必ずしも練習の諸題を課するに及ばず、四學年の如きは、多くは帳簿につき、添削するを以て、其の添削せし文を、反覆練習せしめて止むも可なり、

第三課 記事文

[題目] 櫻

(注意) 本課は、一學年において、定言形容詞の口語(ウツクシイ)を、文語(ウツクシ)に改めしむるを主眼として教授し、又練習するを要す

- [文例]
- 一、櫻ノ花ハマコトニウツクシ。(二學年)
 - 二、櫻ノ花ハ春ノ頃ニ開ク其ノ花ハマコトニウツクシ。(三學年)
 - 三、櫻ハ我が國第一ノ名花ニシテ春ノ頃ニ花ヲ開ク其ノ美シキコトタトフルニモノナシ。(四學年)

[練習]

二學年には復文、三學年には連接をなさしめ、四學年は前文の反覆練習をなさしむべし、尤都合によりては、文例を範文として授くることあるべし、

二學年 一、菜は人のたべものとなる草であります。

二、菜の花はさいろでうつくしい。

三學年 (イ)、菜は四月頃花咲く草なり

(ロ)、菜の葉は人の食用となるものなり

四學年 添削を加へし櫻の文の反覆練習又は範文の練習

(注意) 二三兩學年の教材、及四學年の範文の如きは、豫め教授に先たちて小黑板に記し置き、其の場に臨みて時間を空費せざる様注意すべし、

第四課 日用文

〔題目〕 品物を送る文 (四學年送り狀)

(注意) 本課に於ては、三學年より申上候の文語を教授するものにて、候は、現在のみならず、亦過去のまじりにも用ゐることを教授するを要す、且申上候は、申候の一層丁寧なるものたることを教ふべし、

〔文例〕 一、木綿二たんねくりまうしました (二學年)

二、木綿拾端御送り申上候 (三學年)

三、送り狀

記

一 澁紙包

但目方貳貫百目

壹個

右者通運便にて差送り申候御改の上御受取

下され度候

明治廿九年四月廿五日

松村源太郎

印

仙臺屋和兵衛殿 (四學年)

〔練習〕 右の文題を、左の要項により綴らしむべし、

一學年 送るべき品は紙包壹個なること

三學年 右と同じ

四學年 (イ) 送るべき品は蕙包參個なること

(ロ) 輸送は鐵道便によること

第五課 記事文

〔題目〕 雞

(注意) 本課は、二學年に、一個の單文を連接して複文となすことを教ふべし

きものなれば、其の教授法も、二個の單文として、記述せしめ、板上添削より、連接法を授けて練習すべし、即ち定言形容詞を連接するが爲めに、しをくに變ずるものなれば、教授の際は種々の例を擧げて、懇切丁寧に其の變化を知らしむべし。

〔文例〕一、ランドリハウツクシクメンドリハミニ

クシ (二學年)

二、雞ハ人家ニ畜ハルル鳥ニシテ牡ハ時ヲ告ゲ

牝ハ卵ヲ生ム (三學年)

三、雞ハ人家ニ畜ハルル鳥ニシテ牡ハ時ヲ告ゲ

牝ハ卵ヲ生ム其ノ卵ト肉トハ人ノ食用トナ

ル (四學年)

〔練習〕

左の單文を連接して複文となさしむべし。

二學年

一、イ、雪は白し (ロ)、すみは黒し。

三學年

一、イ、かいたうの花は赤し (ロ)、なしの花は白し

二、イ、犬は人家に畜はるゝ獸なり

(ロ)、犬はよく門を守る

(ハ)、犬はよく狩の助をなす

四學年

(イ)、犬は人家に畜はるゝ獸なり

(ロ)、犬は能く門を守り又能く狩の助をなす

(ハ)、犬は性柔順にして主人に忠義なる獸なり

(注意)

練習文は、一々之を帳簿に記さしむるゝ及ばず、或は口頭作文をな

さしめ或は石盤記述に止めて、之を讀ましめ、之を正し或は又板上

添削をなして止み、若くは之を讀ましめて止むことあるべし。

右の如くなるときは、二學年の如きは、尙數多の練習文を課し得べ

し、即左に二三を掲げて、教授の資となす、

一、
〔學校のにははひろし
あちのにははせまし

二、
〔此の馬ははやし

〔彼の牛はおろし

又複文を分ちて、單文となすが如きも、甚有益なり、即山は高く海は深しを分ちて、山は高し海は深しとなすが如し、

第六課 日本文

〔題目〕

轉居を報ずる文

(四學年轉居届)

(注意) 本課は、三學年にありては、いたし候の文語を教授するものなれば、

教授者宜しく茲に注意あるべし、

又本課は、轉居届を範文として示すものとすれば、一時間の教授に

て充分なるべし、但、記述せしめずして、範文を示す場合と雖も、其の届に必要な事項は、之を問答し、又之を話さしむるを要す、

〔文例〕 一、 わたくしはこんど米屋町へひきうつります

た (三學年)

二、 私事此度米屋町七番地に轉居いたし候 (三學年)

三、 轉居届

私儀都合これ有り此度米屋町七番地に轉居いたし候間此段御届に及び候也

明治廿九年五月三日

植田虎次郎

印

青英小學校御中

(四學年)

(注意) 御中とは、其の一人を指定せざる場合も用ゐるものなることを、充分に知らしむるを要す。

〔練習〕

右の文題よつき、左の要項より話さしめ、又は綴らしむべし、但四學年も、同じく日用文を綴らしむるものとす。

一、移轉の日は昨日 二、移轉の場所は二日町廿番地

(注意) 四學年の文は、右届の本文の末尾を、御報知申上げ候と訂正して用ゐるまでなれば、能く其の邊につき注意せしむべし、又要項の移轉の日、及場所等は、敢て本書よ拘泥せず、教授者、適宜に之を定むべし、

〔題目〕

歸宅を報ずる文

(注意) 本課は、他所に旅行して歸宅せるとき、其の留守中世話になりし人に、歸宅を報ずるものとして、思想を整理するを要す、而して尙二學年には、致候に對比して、一層敬意を加へたる仕候の文語を教授するものなり。

〔文例〕

一、**どちらゆうさはりなくゆふべかへりました**(二學年)

二、**途中恙なく昨夜歸宅仕候**(三學年)

三、**留守中は種々御世話様に相成り有り難く存じ奉り候昨夜無事に歸宅仕候間御安心なし下され度候**(四學年)

(注意) 字句用語の newly 出でたるときは、記述に先立ち、之を問答教授すべし、本文中、點(・)若くは圈點(○)あるものは、則、問答教授をなすべき字句用語なり、殊に、無事と途中恙なくとの如きは、能く對比して教授すべし。

〔練習〕

左の要項により、到着を報ずる文を話さしめ、又は綴らしむ。

二學年 只今つきたること

三學年 右に同じ但到着の文字を教ふ

四學年

- (イ) 出立の際見送られし禮を述ぶること
- (ロ) 本日到着したるに付き安心せられたきこと

〔題目〕

死去を報ずる文

(注意) 二學年に、の處の用語を教ふるよは、口語のありましたがと對照するを要す。

〔文例〕

一、ぢぢがゆふべびやうきでなくなりまし

た。(二學年)

二、祖父事病氣の處昨夜死去致候。(三學年)

三、祖父事長々病氣の處養生相叶はず昨夜九時

死去致候間此段御知らせ申上候以上。(四學年)

〔練習〕

左の要項により、病死を報ずる文を綴らしめ、四學年には、死亡届の作例を

示して教授すべし。

一學年 友人竹次郎の病死を他の友人に報ずること

三學年 左の話を日用文に復せしむ

竹次郎殿が病氣でありましたがゆふべなくなりました

四學年

死亡届

長柄郡日吉村徳増區五十二番地

千葉縣平民 大和田正三郎父

大和田正太夫

嘉永元年五月十七日生

右本月廿三日午前三時死亡候に付來廿五日午

後二時圓覺寺墓地に埋葬致度診斷書相添へ此

段御届に及び候也

明治廿九年五月廿三日

右

大和田正三郎

印

日吉村長阿部多十郎殿

(注意) 願届の書式は、其の時、其の場所よりて、變更するものなれば、右届の如きも、之を讀ましめ、寫さしむるに止むべし、要するに、其の家に死亡者あるときは、醫師の診断書を添へ、市町村役場に死亡届をなし、埋葬認許證を受くべきものなることを知らしむるよあるものなり、

[練習]

二學年には、前文の書取及誦讀豫習をなさしめ、其の間に於て、三四學年を通じ、郵便端書に關する諸般の心得を教授し、作文練習端書を與へ(或は生徒に用意せしめて、之に認めしむるを要す、其の教授要項左の如し、

- (一) 他見を憚らざる用向にて、其の事柄の簡單なるものは、郵便はがきと稱する通信用紙に認むべきこと、
- (二) 端書には、通常はがき、往復端書、及外國通信用のもの數種あること、

と、

- (三) 端書は、郵便切手賣下所につきて買ひとるべし、通常のはがきは、其の價壹錢にて、往復端書は貳錢なること、
- (四) 日本國內は、如何なる遠隔の地にて、以上二種の端書にて通信するを得ること、
- (五) 往復端書には、發信用と返信用との二面あること、發信者は、發信用の紙面に認め、返信者は、返信用に認め、發信用紙を切り除き、郵便に托すべきこと、
- (六) 往復端書は、其の用向に關し、返事を要するも、先方に郵便税を拂はしむる權利なき場合に用ゐるものなること、
- (七) 端書は、表即壹錢の印章ある方に、先方の住所姓名并自己の住所姓名を認め、其の裏に用向并年月日を認むべきこと、
但印章は、郵便局にて消印せざる前には聊も汚す等のことあるべし

からず、若之を汚すときは、犯則者として罰税を徴集せらるべきこと、

(八) 已に認め終りたるときは、之を郵便函に投入すれば、日ならずして先方に達すべきこと、

(九) 端書の書式左の如し、

(注意) 讀書科に於て、はがき、手紙等と關する事項を學びしものならば、教授の際彼是斟酌して衝突するこ

となからしむるを要す、

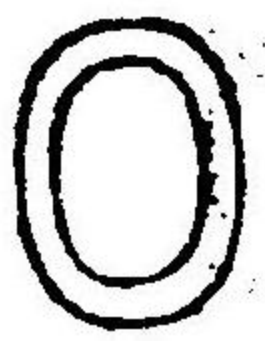
第七課 記事文

[題目] 運動會

(注意) 本課は、二學年にありては、談話體に記述せしめ、板上添削に於て、文體に改めて、範文となすべし、

- [文例]
- 一、多クノ人ノアツマリテイロノ、ノ遊ビヲナスヲウインドウクワイト云フ。(二學年)
 - 二、身體ヲ健康ナラシムルタメ多クノ人ノ集リテ種々ノ遊ヲナスヲ運動會ト云フ。(三學年)
 - 三、身體ヲ健康ナラシムル爲ニ多ク人ノ集リテ種々ノ遊ヲナスヲ運動會ト云フ運動會ニテサ

東京市本郷區
 弥生町三番地
 熊谷直彦様
 仙台市北青番丁
 廿番地
 石川榮司



郵便はかき

此表面はハ宿丹姓名を限り認むべし

御送下されは残包
 本日儘り 交取中

五月十五日

ス遊ニハ徒競走旗拾綱引等アリテ何レモ面白キモノナリ (四學年)

〔練習〕

本課は、長文よして、且叙事複雑なるを以て、反覆復習の効を充分に奏せしめんには、全く二時間を要すべければ、別に、應用練習の文題を課せず、但第二時に於て、二學年生に運動會の文字を用ゐて後復記せしむべし。

第八課 日用文

〔題目〕

運動會見物小友を誘ふ文

(注意) 本課は、二學年よ於て、候哉の文語を教授するものなれば、口語のままに對照して、充分に會得せしむるを要す。

〔文例〕

- 一、運動會を見に行きませんか (二學年)
- 二、運動會御見物如何に候哉御誘ひ申上候 (三學年)

〔練習〕

- 一學年 明日運動會あることを聞き見物せんとて友を誘ふ場合の口上即ちま、さうですがの語を用ゐて語らしむ。
- 二學年 明日運動會あることを聞き見物せんとて友を誘ふ場合の口上即ちま、さうですがの語を用ゐて語らしむ。
- 三學年 日を指定して相撲見物に誘ふ文を作らしむ。
- 四學年 左の要項により綴らしむ

- (イ) 事實は子供相撲なること
- (ロ) 期日は明日なること
- (ハ) 場所は天神の境内なること
- (ニ) 行くべき時刻は同日午後一時よりのこと

〔題目〕

山遊に友を誘ふ文

〔注意〕本課は、二三學年は殆ど前文と異なることなきを以て、大體の問答により、其の要領を得しめたるときは、直に記述せしめ、其の間に於て、問答しつゝ板上に作文すべし。

〔文例〕一、けふ山あるびにゆきませんか (二學年)

二、今日山遊如何に候哉御誘ひ申上候 (三學年)

三、今日は幸休暇に付午後一時より向山邊へ御遊歩如何に候哉御同意に候は、後刻御誘ひ申上ぐべく候 (四學年)

〔練習〕

わらびどりは誘ふ文題につき、左の要項を興へ、且其の學校近傍の山を指定して綴らしむべし。

二學年 (イ) 目的はわらびどり (ロ) 誘ふ山名 (ハ) 誘ふ山邊の遊歩 (ニ) 行くべき期日は明日 (ホ) 山内各山邊の遊歩の要項

三學年 要項右と同じ

四學年 本文を熟讀せしめ又は諳誦諳記せしむべし

〔注意〕廠のなき地方にては、摘草又は潮干狩に誘ふ文を課する等、其の時と場所とに適應する題目よるべし。

第九課 記事文

〔題目〕 日本

〔注意〕本課に於ては、三學年生に、形容詞を冠する二個の名詞を接續せしめ、且其の接續に用ゐる二個の字の使用法を教ふべし、而して教授したる後は、種々の例を擧げて、應用せしむべし。

〔文例〕一、日本ハ大キナル島國ナリ (三學年)

二、日本ハ五ノ大ナル島トアマタノ小ナル島ト

ヨリナリタル帝國ナリ (三學年)

三、日本ハ五個ノ大ナル島ト數多ノ小ナル島ト

ヨリナリタル帝國ニシテ氣候溫和ニシテ山川

ノ景色甚美シ (四學年)

〔練習〕 第二時に於て、添削の個所よつき注意を與へ、誦讀誦書を課すべし。

〔題目〕 桑

(注意) 前課に對照して、所屬を異にするものを接續する場合を知らしむ

べし。

〔文例〕 一、桑ハ山ニ生ヘルモノト畑ニウエツクルモノ

トアリ (二學年)

二、桑ハ山ニ生ズルモノト畑ニ植ウルモノトア

リテツノ葉ハ蠶ノ食トナル (三學年)

三、桑ハ山野ニ自生スルモノト畑ニ植ウルモノ

トアリテ其ノ葉ハ蠶ノ食トナル。ユエ近頃ハ盛

ニ之ヲ植エツクルニ至レリ (四學年)

〔練習〕 百合の文題を與へ、左の要項により綴らしむべし。

二學年 百合の花には白きと赤きとあること

三學年 (イ) 山に生ずるものと植ゑつくるものとあること

(ロ) 根の食用となること

四學年 (イ) 及(ロ) 前に同じ

(ハ) 近時栽培の盛なること

(注意) 百合の根は、近時盛に外國に輸出するに至り、頗利益あるを以て、東京附近にては、盛に百合を栽培するものあることを説き、栽培の趣

味あることを知らしむべし。

〔題目〕 父母

〔注意〕 豫備として、修身課に於て學びし孝行の事項を復述せしめて、父母といふ題目に、思想を傾注せしむ、而して後、文例の意を表せしめ得べき設問により、思想を整理すべし。

〔文例〕 一、ワレラハ父母ニヤシナヒソダテラレタルモ

ノナリ (二學年)

二、吾等ハ父母ニヤシナヒソダテラレタルモノナレバ片時モ其ノ恩ニ報ユルコトヲ忘ルベカラズ (三學年)

三、吾等ハ父母ニ養ヒ育テラレタル人ナレバ能

ク其ノ命ニ從ヒ又能ク其ノ心ヲ安ンゼンコトヲツトムベシ (四學年)

〔注意〕 四學年生には、恩に報ゆる概言に止めず、更に其の實行手段を問答して、後文例の如く綴らしむべし。

〔練習〕 教師といふ題目より、其の如何なる人なるかを問答したる後、右の文例に倣ひて綴らしむべし。

但各學年とも、右文例中のたるは、過去格たることを教授し、此の練習に於て、現在格の語を用らしむべし。

第十課 日用文

〔題目〕 運動會見物に誘はれし返事

〔注意〕 本課に於ては、三學年は、存候存奉り候の文語を教授するものなれば、一學年のずんじますと對照し、十分に會得せしむべし、而して

存候も、亦過去と現在と兩様に用ゐるを以て、本文の外、ずんじまじ。たにも對照教授すべし。

〔文例〕 一、ねさるひ下されて有りがたうづんじま

す (二學年)

二、わざく御誘ひ下され有りがたく存じ

候。 (三學年)

三、態々御誘ひ下され有り難く存じ候幸用事も

これなく候に付屹度御供仕るべく候 (四學年)

〔練習〕 菜を贈られしを謝する文

本練習題は、事實の點より見れば、類題にあらざるも、用語の類似せる點多きを以て、特に茲より出せるものなり。

兎角類題として、表面上の類似に偏するは、是亦一の弊たるを免れず、されば、特にかゝる場合を示すも、不必要はあらざるべし、即本題は、二三兩學年生には、存じ奉り候の用語を用ゐるべきことを告げて自作せしめ、四學年生には、左の作例を與へて、讀ましめ語らしめ、後帳簿に筆記せしむべし。

珍らしき菜澤山御贈り下され誠に有りがたく存じ奉り候此品粗末には候へども御うつりのあるしまでに御目よかけ申候。

第十一課 記事文

〔題目〕 蠶

〔文例〕 一、蠶ハ桑ノ葉ヲ食ヒテ成長スル蟲ナリ (二學年)

二、蠶ハ桑ノ葉ヲ食ヒテ成長シマユトイフ巢ヲ

ツクル蟲ナリ (三學年)

三、蠶ハ桑ノ葉ヲ食ヒテ成長シマユトイフ巢ヲ

作ル蟲ナリ生絲ハ此ノ繭ヨリ製シタルモノニ
シテ我が國ノ産物トシテ盛ニ外國ニ輸出スル
モノナリ (四學年)

〔練習〕

二三兩學年生には、左の要項を談話して、理科の興味を喚起し、且つ其の要
項により綴らしむべし。

二學年 蝶及蛾は毛蟲又ははたかむしより生れかはりたるものなること

三學年 (イ) 右と同じ

(ロ) 其の翅の美なること

四學年 生絲の文を自作せしむべし

第十二課 日用文

〔題目〕

祭日に友を招く文

(注意) 本課は、三學年に始めて、に。付。下。さ。れ。た。く。候。の文語を教ふるものな

れば、一學年生に綴らしむべき、ま。す。か。ら。及。下。さ。い。の口語と對照
して教授するを要す。

〔文例〕

一、あすはまつりでありますから、いいで下さ

い (二學年)

二、明日は天満宮の祭に、付御出で下され度

候 (三學年)

三、拜啓明日は天満宮の祭日に候へば、何の風情

も之なく候へども、赤飯さし上度候間、皆々様御

出で下され度候以上 (四學年)

〔練習〕

各學年を通じ、左の要項により、祭禮に人を招く文を綴らしむべし。

(一) 祭禮は氏神(若しくは其の地神社)の名稱を擧ぐべし

(二) 祭日は明後日

〔題目〕 法事に友を招く文

〔注意〕 本課三學年文例の候に付は前文のに付は對照教授すべし、

〔文例〕 一、あすはぢぢのはふじをいたしますかられいで下さい (二學年)

二、明日は亡祖父の何回忌に當り候に付御出で下され度候 (三學年)

三、拜啓明日は亡祖父の何回忌に相當り候に付何之風情も之なく候へとも龜飯さこし上度候間御出で下され度候 (四學年)

〔練習〕 一三兩學年生には左の要項を與へて變作せしめ、四學年には、缺席届を教

授すべし、

一學年 忌日は明後日なること

三學年 (一) 祖母の三回忌なること

(二) 差上ぐるものは茶なること

四學年

缺席届

第四學年 淺川 清吉

右者今日祖父之法事に付出席致させ兼候間此段御届申上候也

右父兄

明治二十九年六月十八日

淺川 清之助

印

濱浦小學校長船越忠雄殿

第十三課 記事文

〔題目〕 鯿

〔注意〕本題にありては、二學年に、にしての辭を以て、二個の單文を接續することを教授すべし。

〔文例〕一、鯿ハ海ニ住ム魚ニシテ人ノ食用トナル（二學年）

二、鯿ハ海ニ住ム魚ニシテ其ノ形平タク一面ハ

黒ク一面ハ白シ（三學年）

三、鯿ハ海ニ住ム魚ニシテ其ノ形平タク一面ハ

黒ク一面ハ白ク目ハ其ノ黒キ方ニアリ（四學年）

〔注意〕鯿と平目魚との區別を能く知らしむべし、即ち右の面の黒きは鯿にして、左の面の黒きは平目なり。

〔練習〕

右文例の複文を單文に分解せしめ、又左の單文を與へて、複文となさしむべし。

二學年

(イ) ますのかたちは四角なり

(ロ) をけのかたちはまるし

三學年

(イ) 枧は米をはかる器なり

(ロ) 枧の形は四角なり

四學年

(イ) 枧は物の容積をはかるものなり

(ロ) 枧は一斗枧一升枧五合枧一合枧等あり

(ハ) 枧の形は四角なり

第十四課 日用文

〔題目〕

祭禮に招かれしに答ふる文

〔注意〕本題にありては、三學年に致すべく候の文語を教授し、併せて仕る。

べく候の文語をも授くべし而して此の二個は、自働に屬する者にて、いたしませう、じませうの將然言なれば、是等の口語と對照して問答し、且つ仕るべくは、先方に敬意を表する場合に、致すべくに代用することをも知らしむべし、又、四學年にありても、候處の如きは、話語のまゝがに對照せしむべし、

〔文例〕一 わざぐ／＼にまねさ下されてありがたくぞんじます (二學年)

二 わざぐ／＼御招き下され有りがたく存じ候かならず參上致すべく候 (三學年)

三 御祭禮の由にて態々御招き下され有りがたく存じ候處生憎明日は手放し兼候用事之あり

參上致兼候間惡からず思召下され度候以上 (四學年)

〔練習〕 二三兩學年には、仕るべく候の用語を教授して、前文に適用せしむべし、

第十五課 記事文

〔題目〕 菅原道眞

〔注意〕 二三學年には、談話體に記さしめ、板上添削により、左の文例の如くなすべし、又本題は、言葉の切るべきものを切らずして、下に接続するて候をは、即ちどが、及其の接続詞されどを教授することに力を用ゐるべし、

〔文例〕 一 スガハラノミチザ子コウハガクモンガ人ニ
スグレテオコナヒタダシキ人デアリマシタ (三學年)

二、菅原道真公ハ學問人ニスグレ行正シキ人ナ
 リケレドムジツノツミニテ遠キ國ヘシリゾケ
 ラレタリ (三學年)

三、菅原道真公ハ學問人ニスグレ行正シク忠義
 ノ人ナリシガムジツノ罪ニテ遠國ヘシリゾケ
 ラレタリサレド其ノ死後心明ニナリテ故ノ
 位ニ復セラレ更ニ贈位アリテ神ニ祭ラレタ
 リ (四學年)

(注意) 本文例より、なりけれど及なりしがの現在と過去との兩格につ
 き談話すべし、

〔練習〕

一、二學年を通じ、左の文を與へて填字せしめ、四學年生には、右の文例又

は自作の同文を反覆練習せしむべし、

但し四學年生の自作文にして、反覆練習せしむべき價なきときに於
 て、文例を示すべきものなり、

二學年

一、むらさきはうつくし○○○さめやすし

二、馬は歩むことはや○○○つまづくことあり

三、牛は歩むことおろ○○○つまづくことなし

三學年 右に同じ

〔題目〕 茶

〔文例〕 一、茶ハ茶ノ木ノ葉ヨリ製シタルモノナリ (三學年)

二、茶ハ茶ノ木ノ新芽ヲツミトリ之ヲ蒸シホイ
 ロニカケテモミナガラカワカシテ製シタルモ

三、ノ大リ (三學年)

三、茶ハ茶ノ木ノ新芽ヲ摘ミ取り之ヲ蒸シホイ
 ロニカケモミナガラ乾シテ製シタルモノニテ
 煎ジテ人ノ飲料ニ用井ル (四學年)

〔練習〕 生絲の文題より、左の設問をなし、筆答せしむべし。

二學年 生絲は何より製したるものなるか

三學年 生絲は何を如何にして製したるものなるか

四學年 生絲は何を如何にして製したるものにて何より用ゐるか

〔注意〕 地方により、生絲を絹絲と云ふところあるべければ、生絲と云ふの正しきこと、及其の所謂絹絲は、(ねりたる絲にあらず)生絲と同一なることの觀念を與ふべし。

第十六課 日用文

〔注意〕 本課に於て、始めて貸借文を課するものなれば、先づ物品金錢の漫

に貸借すべからざること、又借りたるものは必ず期を違はず返却すべきこと、及借用品は大切に取扱ふべきことを問答教授し、後左の題目に入るべし。

〔題目〕 器具を借る文

〔注意〕 本題にありては、三學年に願上候の文語を授くるものなれば、其の心して教授すべし。

〔文例〕 一、ちやわん十人まへにかし下さい (二學年)

二、ちやわん十人前御かし下され度願上候 (三學年)

三、明日來客之あるべき筈に付毎度恐入候へ共膳椀十人前御貸し下され度願上候 (四學年)

〔練習〕 各學年を通じ、かし下されの語を用ゐずして、右と同様の意を致すには、如何なる語を用ゐるべきかを問答し、かりまうしたしの語より、同文を綴

らしむべし、左に其の用語例を示すべし、

一學年 おかりまうしたうぞんじます

三學年 御かり申度願上候

四學年 拜借いたし度願上奉り候

(注意) 四學年には、拜借及願上に、一層敬を加ふべきとき用ゐる、奉るの語を問答教授して綴らしむべし、

〔題目〕 器物をかりにこされし返事

(注意) 本題にありては、三學年にさるべく候、及候間の文語を口語と對照して教授すべし、且又なさるべくは、自己より身分の高き人には用ゐるべからず、若し先方の身分高きときは、遊ばさるべく、の語を用ゐることをも教授すべし、

〔文例〕 一、**たまうしここのおなまああげますからゆつ**

くりたつかひなさい (二學年)

二、**御申越の品差上候間ゆるく御つかひな**
さるべく候 (三學年)

三、**折角御申越に候處只今手許に之なく候に付**
明朝までにてよろしく候はゞ取りよせ御用立
申上ぐべく候 (四學年)

〔練習〕 金子を借りにこされし文題にて、左の要項を與へて作らしむ、

一學年 申越の趣を承諾して金をつかはす場合

但し受取られんことを望む意を表すべし

三學年 右に同じ

四學年 折角の申込なるも生憎貯へのなき場合

〔題目〕 金子を借る文

〔注意〕 本題よりありては、三學年に候へ共の文語を教授すべし、

〔文例〕 一、なんともねるれいりますすが金五圓ねかり申したくあります (二學年)

二、何とも恐入候へ共金五圓二三日間拜借致度候 (三學年)

三、拜呈甚申上兼候へ共金五圓二三日間拜借致度御聞届下され候は、此者に御手渡し下され度願上奉り候 (四學年)

〔練習〕

一、二、三兩學年には、右の形狀により、書物を借る文を作らしむべし、其の要項左の如し、而して四學年には、借用證書の文例を掲げて、證書に必用の字

句、並に證券印紙貼用の心得を授け、反覆練習せしむべし、

二學年 作文帳を借ること

三學年 小學作文書を二三日間借ること

壹錢印紙

印

金子借用證

一金拾圓也

但利息の儀は壹ヶ月金貳拾圓につき金貳拾五錢の割

右者今般據なき入用之あり借用申候處確實也就ては返濟之儀は本年十二月二十五日限り元利共取揃へ相違無く御返却致を可く萬一遲滯候節は保証人に於て一切引受屹度御返濟仕る

可く候仍て後日のため證書差入候也

宮城縣仙臺市北一番町廿番地

明治廿九年七月十六日

借主 齋藤彦次郎 印

全 市句當臺通廿七番地

保證人 阿部 直吉 印

倉持富太郎殿

(備考) 教授参考の爲め、左に證券印紙貼用規則の摘要を掲ぐ、

金錢借用證文、地所家屋賣買證文、金高記載ある諸物品預り證文、金高記載ある諸物品預り證文、金高記載ある諸般の契約證書には、金高の多寡に應じ、左表の所定に従ひ、印紙を貼用すべし、

金高印稅對照表

金	高	印稅	金	高	印稅
壹圓以上貳拾圓未滿	壹	錢	貳拾圓以上五拾圓未滿	貳	錢
五拾圓以上百圓未滿	四	錢	百圓以上百五拾圓未滿	六	錢
百五拾圓以上貳百圓未滿	八	錢	貳百圓以上三百圓未滿	拾	壹錢
三百圓以上四百圓未滿	拾	四錢	四百圓以上六百圓未滿	貳	拾錢
六百圓以上八百圓未滿	貳	拾六錢	八百圓以上千圓未滿	三	拾貳錢
千圓以上千四百圓未滿	三	拾八錢	千四百圓以上千七百圓未滿	四	拾四錢
千七百圓以上貳千圓未滿	五	拾錢	以下略す		

第十七課 記事文

(題目) 水

(注意) 二學年は、漸く進みて、少しく文語を解するに至りたるを以て、更に進みて、左の文例の如き否定のべからざるを教授せんとす、斯る語の如きは、種々の場合に應用して、之を練熟せしめんことを要す、

(文例) 一、水ハ世ノ中ニ一日モカクベカラザルモノナ

リ (二學年)

二、水ハ世ノ中ニ一日モ缺クベカラザルモノニシテ常ニ流レ動クモノナリ (三學年)

三、水ハ世界ニ一日モ缺クベカラザルモノニシテ常ニ流動體ナリサレド寒サ熱サニアヘバ其ノ形ヲ變ジテ氷又ハ湯氣トナル (四學年)

〔練習〕

左の要項を問答し、之によりて綴らしむべし。

二學年 みたりの水を飲むべからざること

文例 みたりの水を飲むべからず。

三學年 (イ) みたりの水を飲むべからざること

(ロ) みたり水ミタリ水を飲むときは病にかよることあること

四學年 (イ) 前學年に同じ

(ロ) 全

(ハ) 若し水を飲まんとするときは湯又はさまし湯を吞むべきこと

〔題目〕 養生

(注意) 本題にありては、三學年より肯定命令の場合を知らしむべし。

〔文例〕 一、人ハ常ニウインドウシテ病ニカ、ヲヌヤウニスベシ (二學年)

二、人ハ常ニヨク身体衣服ヲ清潔ニシ飲食ヲツツシミ運動ヲ怠ラヌヤウニスベシ (三學年)

三、人ハ常ニヨク身體衣服ヲ清潔ニシ飲食ヲツ

ツシニ運動ヲ忘ラザルヤウ心掛クベシ若シ之
レヲ忘ルトキハ病ニ罹リテ身體衰へ遂ニハ生
命ヲモ失フニ至ルベシ (四學年)

〔練習〕 第二時に於ては、右文例を反覆練習すべし。

第十八課 日用文

〔題目〕 病氣見舞の文

(注意) 本題に於ては、話語と對照して、三學年に候由の文語を教授すべし。

- 〔文例〕
- 一、母上さまが御病氣なさうでございますがい
かゞでござりますか (二學年)
 - 二、御尊母様御病氣に候由如何に御座候哉御や
うす伺ひ上候 (三學年)

- 三、承れば御尊母様御病氣に罹らせられ候由御
容體如何に御座候哉御伺ひ申上候此品些少に
は候へ共御見舞の印までに呈上仕り候間御受
納下され度候 (四學年)

(注意) 小兒の文に、往々物品贈呈のことあり、而して其の多くは、小兒の
實際にあるべからざることなるを以て、可成避けしむるを要す、然
れども亦物品贈呈の場合を知らしむること必要なるを以て、茲に
は特に物品を贈る文例を掲げたるなり、

〔練習〕 反覆練習の後誦讀書せしむべし、但二三學年には應用として、病人に宛
て、見舞狀を差出すときの文を口頭にて述べしむべし、

(注意) 筆述せしめずして、口頭のみにて、其の文を言はしむことを、一に又
口頭作文と稱す、今後口頭作文の語を用ゐることあるべし、

〔題目〕 暑中見舞の文

〔注意〕 本題にありては、兼ねて、候處の用語を、口語のまじれたがと對照して教授すべきものなり。

〔文例〕 一、さびしい暑さになりましたが皆さまにはね

かはりもございませんか (二學年)

二、烈しき暑さに相成候處皆々様御變りも御座

なく候哉御伺ひ申上候 (三學年)

三、暑氣烈しく御座候處御全家御障りも御座な

く候哉御伺ひ申上候葡萄酒二壘輕少なから暑

氣拂ひまでに御目に懸け申候 (四學年)

〔練習〕

二學年には、前文の反覆練習并應用として、寒中見舞の辭を綴らしめ、三

四學年を通じ、封書の認め方及郵便物差立に關する心得を授くべし。

但、封書認め方は、第一章總論に述ぶるところによりて教授すべし、左に郵便物差立に關する教授要項を掲げて參考よ供す。

一、封書を郵便に托するには、郵便税を拂ふべきこと。

二、郵便税を拂ふとは、郵便切手を購入し、之を封書に貼付するを云ふこと。

三、郵便税は、封書の目方に應じて高低あり、即目方貳匁迄は貳錢にして全貳匁以上四匁までは四錢、四匁以上六匁までは六錢にて、以上は右の割合を以て、目方貳匁迄を増す毎に郵税貳錢づゝを増すこと。

四、書狀を郵便に托せんには、先、其の目方を量り、貳匁以内ならば、貳錢の郵便切手を買ひ、貳匁以上四匁迄ならば、四錢の切手を買ひ、之を封書の一定の場所に貼付し、郵便函に投すべきこと。

五、書籍類并見本品は、目方三拾匁迄は貳錢、全三拾匁以上六拾匁迄は四

錢六拾匁以上九拾匁迄は六錢にて、以上は右の割合を以て、目方三拾匁迄を増す毎に、郵税貳錢づつを増すこと、

但、書籍は、一個の目方三百匁迄、見本及雛形は、一個の目方百匁迄を限りとする事、

六、官報及遞信省認可の文字ある新聞雜誌の類は、一號一個にて出すものは、目方拾六匁迄は五厘、全拾六匁以上三拾貳匁迄は壹錢、全三拾貳匁以上四拾八匁迄は壹錢五厘にて、以上右の割合を以て、目方拾六匁を増す毎に、郵税五厘を増すこと、

但、一個の目方三百匁を超ゆべからざる事、及二號又は二個以上を一束となすときは、右の貳倍の郵税を拂ふべきこと、

七、書籍新聞并見本品等に、通信に屬する文言を書き加ふるときは、其の全體を封書同様に扱はれ、多額の郵税を徴收せらるべければ、是等の物には、決して、通信に屬する文言を書き加ふべからざる事、

八、郵便物の紛失を恐るゝときは、其の郵便物を書留となすこと、例入は、爲替封入又は後日の證據となるべき書類は、紛失の恐れあるを以て、書留となすべきこと、

九、書留郵便は、其の郵便物の差出人受取人及種類等、其の配達をなす郵便局毎に、其の局の帳簿に登錄するものにて、其の手數料は、一個につき六錢なること、

十、金圓を郵便にて送らんとするときは、其の金を郵便局に托し、爲替証を請取り、之を書狀に封入して先方に送るべきこと、

十一、爲替証の到達したるときは、之を其の地の郵便局に持ち行き、金圓と引替ふべきこと、

十二、爲替には、小爲替と並爲替との二種ありて、小爲替は金參圓を超ざるものにて、其の爲替料は參錢なり、並爲替は三拾圓を超ゆるべからざる規定にて、金五圓迄は四錢、五圓以上拾圓迄は六錢、拾圓以上

貳拾圓迄は拾錢にて、右の割合にて拾圓を増す毎に、爲替料五錢を増すべきものなり。

但、爲替入書狀は、成るべく書留となすべきこと。

(注意) 右は、一回の練習時間に於て教授し終るべきにあらざれば、數節を區分し、爾後日用文練習の場合毎に、一節づゝ教授すべし。

〔題目〕

病氣を見舞はれし返事

〔文例〕

一、病氣れんみまひ下され有りがたくろんじま

す (二學年)

二、老母の病氣わざく御見舞下され有り難

く存じ候 (三學年)

三、拜啓老母病氣に候處態々御見舞下され有り

難く存候日増に快方に赴き候間御懸念下さる

間敷候取り敢へず御禮申上候以上 (四學年)

〔練習〕二學年 問答法により左の如く綴らしむべし

(文例) おんみまひ下され有りがたくろんじますこのころはよほどよくなりました

三學年 左の文を掲げて讀ましめ寫さしむべし

(文例) 御見舞下され有りがたく存候れひよくよろしく相成候間御安心下され度候

四學年 又は添削を加へし(範文となるべき價值あるものに限る)文を反覆練習せしめ諸書し諸誦し得るに至らしむべし

第十九課 記事文

〔題目〕

朋友

〔文例〕 一、トモダチハ兄弟ニツギテ大切ナルモノナレ

バツ子ニムツマシクスベシ (二學年)

二、朋友ハ毎日共ニ勉強シ又共ニ遊ブトコロノ

人ニテ兄弟ニツギテ大切ナルモノナレバ常ニ

睦マシクスベシ (三學年)

三、朋友ハ毎日共ニ勉強シ又共ニ遊ブトコロノ

人ニテ兄弟ニツギテ大切ナルモノナレバ常ニ

睦マシク交ヲナシ争ヲナスヤウノコトアルベ

カラズ (四學年)

〔練習〕 各學年を通じ、兄弟の文題を興へ、左の要項につき問答談話し、後各自に

綴らしむべし、

二學年 (イ)、兄弟は父母のつぎて大切なること

(ロ)、仲よくすべきこと

三學年 (イ)、兄弟は親を同じくする人なること

(ロ)、親のつぎて大切なること

(ハ)、互に仲よくすべきこと

四學年 全上の要項を布衍して綴ること

第二十課 日用文

〔題目〕 洪水見舞の文

(注意) 四學年生にありては、文章の結語即ち先は何々(其目的を概約したるもの)まで此の如くに御座候の結びを教授すべし、

〔文例〕 一、このたびの大水に御さはりはござりませぬ

かうかひひます (二學年)

二、御地洪水之あり候由御宅には御さはりこれなく候哉御伺ひ申上候 (三學年)

三、連日の降雨にて所々洪水の由に候處御障害之なく候哉御伺ひ申上候河流多き御地の事なれば如何あらんかと御案じ申上候先は御見舞まで斯の如くに御座候 (四學年)

〔練習〕 左の要項を與へて、近火見舞の文を綴らしむ、

一學年 友人の近所に火事ありたりと假定す

(文例) 御きんじよにくわじがありましてさうですがねさはりありませんか

三學年 (イ) 昨夜近火のありしことを聞きたること

(ロ) さはりなきかを伺ふこと

(文例) 昨夜は御近火の由御障りこれなく候哉御伺ひ申上候

四學年 (イ) 前學年に全じ

(ロ) 驚かれしことを察しやること

(ハ) 自身御見舞すべきに四五日病氣よて臥し居るゆゑ其の禮を缺くことを謝すること

(文例) 昨夜は御近火の由さうく御驚の事と御察し申上候就ては早速御見舞にまかり出づべき處四五日來病氣にて臥居候へは失禮ながら手紙を以て御見舞申上候

(注意) 訪問見舞は、社交上一日も忽にすべからざることなれば、親戚朋友等の間に吉凶禍福のありたるを聞かば、如何なる用を差置さても、決して此義務を怠るべからず、されば、火災又は天災等非常のこと

ありたるときは、自己の用事の棄難き場合か、又は實際病氣に有らざるの外は、路の遠近を問はず時の晝夜を論せず、直に赴きて救急訪問の禮を盡すべし、苟も私の都合を以て、此義務を缺くが如きことあるべからず、萬一私の都合を以て、此義務を缺くが如きことあるときは、社會より指斥せられ、自己が如何なる困難に陥ることあるも、他人は決して之を憫れと思ひ救助し呉るゝものなきに至るべく、遂には其の土地に居ることもかなはざるに至るものなることを教訓し、右練習文の如きは、實際かゝる場合の境遇を掲げたることを知らしむべし、

〔題目〕 近火を見舞はれし返事

〔文例〕 一、ねみまひ下されて有りがたうづんどしますすなにもさはりはありませんから御安心なされて

下さい (二學年)

二、御見舞下され有りがたく存候幸ひ何のさはりもなく候間御安心下され度候 (三學年)

三、近火早速御見舞下され有りがたく存候一時はあやふく見え候ひしが風向かはり候ため幸に類焼の難を免れ候間憚りながら御安心なして下され度候 (四學年)

〔練習〕 洪水を見舞はれし返事

一、二、三學年には、見舞の口上を練習して後、石盤上に自作せしめ、問答訂正すべし、

四學年には、左の會話語を與へて、文體に復せしむべし、

おみまひ下されて有りがたう存じます一時はさうあらうかと存じまじ
たがうのうちになんく水かさもへりましてふじけのがれましたから
とあんしん下さいませ

單級式作文教授書卷之一 終

單級式作文教授書卷之二

石川榮司著

第廿一課 記事文

(注意) 一學年の前半期にありては、文學の知識乏しくして、他學年と連絡
ある教材を用ゐては、到底教授し難きを以て、全く獨立せしめられ
ざるも教授日を重ね、漸片假名平假名を覺ゆ、庶物の名稱を綴ること
に練熟し來りしを以て、本卷よりは、一學年の教材をも加へたりさ
れば、隨て教師の手續を要することも多ければ、成るべく、實物圖
畫等を用ゐて、手續を省き教授を平易ならしめんことを計らざる
べからず、

(題目) 稻

(注意) 本題は、一學年には、(と)の接續辭を用ゐて、二個の名詞を連結せしめ、二學年には、云ふの結尾を使用せしむるにあるものなれば、其心して教授すべし而して、此結尾を用ゐるが爲め、田に作る草は稻のみとなるを以て、學年進むに従ひ、田には、尙稗などを作ることもあるを知らしむべし即、四學年にありては、田に植ゑつるものは稻のみなるかの設問より進みて、文例の如き觀念となさしむべし。

〔文例〕 一、イ子トムギ (一學年)

二、田ニ植エ作ル草ヲ稻ト云フ。 (二學年)

三、田ニ植エ作ル草ヲ稻ト云フ其實ハ米ト稱シテ人ノ食用トナルモノナリ (三學年)

四、稻ハ春種子ヲ下シ五六寸ニ生長シタルトキ

水田ニ移シ植エ秋ニ至リテ之ヲ刈リトル其ノ實ハ米ト稱シテ人ノ食用ニ供スルモノナ

リ (四學年)

〔練習〕 一學年には、左の練習題を與へて、點の處には名詞を填め、圈點の場所には接續辭を入れしむべし而して二學年以上には、麥の文題につき、左の要項を與へて綴らしむべし。

一學年 (一) ツクエ○イス (二) ヒト○ウマ

(三) ヨツプ○ザカヅキ (四) クツト、、、

(五) ネコト、、、 (六) 、トカミ

二學年 麥は畑に作る草なること

三學年 (い)、前學年に全じ

(ろ)、其の實の効用

四學年

- (い) 前學年に全じ
- (ろ) 右に全じ
- (は) 播種及收穫の時期

(注意) 練習は、必ずしも、第二時に於てのみなすべきものにあらずして、第一時に於て教授を終へたるとき、直に練習を課することあるべし殊に、一學年の如きは、簡單なるを以て、一時間内にて教授し、且練習をなすべきものなり、

〔題目〕 鐵

(注意) 一學年には、(の)の接續辭を用ゐて、一個の名詞に、其の附屬の名詞を連結せしむるにあるものなれば、能く二個の名詞が、如何なる關係あるかを知らしめ、かゝる場合には、(の)の接續辭を用ゐるものなることを教授すべし、

〔文例〕 一、ナベノツル (一學年)

二、鍋釜及ハモノハ皆鐵ニテ作りタルモノナ

リ (二學年)

三、鐵ハ其用最廣クシテ鍋釜及及物ハ皆是ニテ

作りタルモノナリ (三學年)

四、鐵ハ金屬中其用最廣クシテ鍋釜及物其
他鐵道武器等ハ皆是ニテ作りタルモノナ

リ (四學年)

〔練習〕 一學年には、左の練習題を與へ、圈點の處は、其の兩名詞を接續せしめ、點の個處には、名詞を擇び填てしむべし二學年以上には、右文例の形狀により、木材の文を綴らしむべし、

- 一學年 (一) ホンバユ〇フタ (二) ツクエ〇アシ

- (三) ユサギ〇ミミ
- (四) ドビンノ、
- (五) ソロバンノ、
- (六) サクラノ、
- (七) 三ツ〇ナヤワン

二學年 机本箱黑板等は、皆木材にて造るものなること

三學年 木材の用廣きこと及、木材にて作りたるものを舉げて其の証明をなすこと

四學年 右の外、更に松杉は、最、其の用廣きことを書き加へしむべし

第二十二課 日用文

〔題目〕 友人の住所を問合する文

(注意) 本題にありては、兼て三學年に候はゞの文語を、口語マヌナラバと對照して教授すべし此の文語に、一層崇敬を加ふる場合には、御座を加へて、御座候はゞと記すべきことをも、併せて教授し、練習すべし

さめのなり

〔文例〕 一、 まつしまさんのふで (一學年)

二、 まつしまさんのすまひをしつてをりますならはしらせて下さい (二學年)

三、 松島さまの住所御承知に候はば御知らせ下され度候 (三學年)

四、 一筆申上候扱松島様の住所御承知に候はば御手数ながら至急御知らせ下され度候以上 (四學年)

(注意) 右文例中なる姓名の如きは、教授者、適宜に之を定むべきものなり殊に、一學年の文例の如きは、教授の際に當り是非一生の筆を取り

て、之により、問答を始むべきものなれば、其の名の如きは、臨機に定めて可なるべし又、四學年の文例に、一筆申上候は、女子に作らしむべき場合を示したるものなれば、ヒトフデと訓ましむべし男生に在りては、拜呈、又は、拜啓の起首を用ゐしむるか、將た陳はを用ゐて省畧法の従はしむべし、扱は物を云ひ出す時の間投詞にして、別段意味を有てるものに非ざること、陳はも云ひ出す初に用ゐれども、拜啓と同意味なれば、重て用ゐるべからざること、を注意すべし。

〔練習〕

一學年には、左の練習題を與へて、接続せしめ、二、三、四の學年を通じ、左の文を掲げて正誤せしむべし

- 一學年 (一) ハサミ〇モノサシ (二) 八本〇フデ
- (三) ニヒキ〇ウマ (四) 三〇〇カラス
- (五) 四〇〇〇子ズミ〇一ヒキ〇子ユ

一學年 はさみがあいてゐます、かしてくだされ(ならは、ノ挿入)

三學年 はさみどものさしとれあきに候、間御かし下され度候(候はゞ、ト訂正ス)

四學年 拜呈誠に恐れ入り候少年世界(雜誌ノ名)御明きに候へは一兩日、御かり申候(候へ共、候はゞ、間、申度候、ト訂正ス)

〔題目〕

某書賣捌店を問はれしに答ふる文

(注意) 本題にありては、兼て三學年に、これ有り候の文語を、ありますに對照して教授すべし。

〔文例〕

- 一、 はつさつのはん (一學年)
- 二、 れたづねの本は大町四丁目木文にありま
す (二學年)
- 三、 御たづねの書物は、大町四丁目木文書店にこ

れ有り候。(三學年)

四、御尋ねの書物は何れにて賣捌き居候哉承知
いたさず候鹽釜様に御問合なされ候はゞ多
分相分り申べく候。(四學年)

〔練習〕

一學年には、左の練習題を與へて、其の圈點の處を填充せしめ、二三四五年は、左の要項を示して、袴地の有無を問はれしに答ふる文を作らしむべし。

- 一學年 (一) 七さつ〇ほん (二) 三まい〇かみ
- (三) 六〇〇〇ほん〇四〇〇〇かみ
- (四) 一ほん〇ふで (五) 五ほん〇わんびつ
- (六) 八〇〇〇ふで〇九〇〇〇わんびつ
- 二學年 國分町奈良屋にあること

三學年 國分町四丁目奈良屋にあること

四學年 (イ) 全上

(ロ) 買入の時は此店よりすべきこと

第二十三課 記事文

〔題目〕 言語

(注意) 本題は、一學年に(二)の接續辭を用ゐて、(ト)の時の如く名詞と名詞とを續接せしむるものなれば、其の心して教授すべし。

且又二學年には、始めてにしてを授るものなれば、是亦特に其の必要を知らしむるを要す。

但、(ト)は、兩々相對するとき用ゐ、(ニ)は、其の位置を示すときに用ゐるものなれば、問答の間、幾分か趣を換ふべきものとす。

〔文例〕 一、クチニナハ

(注意) 本題は、豫備として伊蘇普物語中の鶴が龜に繩を含ませて旅行せしときの談話をなすこと最適當なるべし。

二、コトバハヤハラカニシテ人ノ心ニサハラヌヤウスベシ (二學年)

三、言語ハ物ヤハラカニシテ人ノ心ニサカラハヌヤウニスベシ言語アラノ、シキトキハ思ハヌ禍ニカ、ルコトアルモノナリ (三學年)

四、言語ハ物ヤハラカニシテ人ノ心ニサカラハヌ様ニスベシ口ハ禍ノ門トテ言語アラアシク口カズ多キトキハ思ハヌ禍ニカカルコトアルモノナレバナリ (四學年)

〔練習〕

一學年には、左の練習題を與へ、其の圈點の處を填字せしめ、二三四學年には、左の要項により、行儀の文題を與へて綴らしむべし。

一學年

- (一) ハオリ○ヒモ (二) ハチ○オモト
- (三) ウメ○ウダヒス (四) タケ○エダ○スズメ
- (五) フデダテ○三ボン○フデ

二學年

ぎやうぎを正しくして人に禮を失はぬやうにすること

三學年

(い) 同上

(ろ) 舉動あら／＼しくものさわがしくすべからざること

四學年

(い) 同上

(ろ) 同上

(は) 舉動を慎むべきこと

(注意) 行儀の練習題を與ふるに先たち、口は禍の門なる格言を説明せしむべし。

第廿四課 日用文

〔題目〕 米相場を問合する文

〔注意〕 本題は、一學年に、始めて、形容詞を冠する名詞を教ふるものなれば、適當の設問により、生徒の思想を整理し、言語を練習したる後に綴らしむべし、又二學年は、是まで言語體にのみ教授し來りしが、本題より漸く進みて、文章體に移らんとするものなれば、初は「でありますか」と言語體に云はしめ、後、板上添削によりて、本文の「なるか」の體となすべし、三學年には同様に致度候を教授すべし。

〔文例〕 一、くろいこめ (一學年)

二、げんまい一こくのねだんはなにほどなるか (二學年)

三、玄米一こくの相場は何ほどに候哉しやうち致度候 (三學年)

四、玄米一石の相場何程に候哉承知致度候間御手数恐入り候へども一寸御知らせ下され度候 (四學年)

〔練習〕

一學年には、左の練習題を與へて、圈點の處を填充せしめ、二三四學年には、前文を復習せし後、左の文題を自作せしむべし。

- 一學年 (一) ふと(イ)すぎ (二) ○○○(イ)と
- (三) つやの○○まぬ○○
- (四) あか○ねこ○しろ○いぬ
- (五) ひく○たな○たか○やぐら

二學年 生絲の相場を問合する文

第三章 實地教材

三學年 全上

四學年 四學年には、電報發信の心得、並に受信の心得方を授け、更に應用として、米相場問合の一音信の電文を作らしむべし。

(備考) 電信規則の概要

- 一、内國通信の電信に在りては、里數の遠近は關はらず、凡て、假名十字を以て一音信とす、
- 二、音信料は、一音信に付金拾錢とす、
- 三、手数料は、何音信を問はず、金五錢とす、故に、一音信の電報を發するときは、金拾五錢を要し、二音信なるときは、金貳拾五錢を要するものなり、
- 四、一音信を越ゆること、一二字の爲めに、二音信の通信料を出さざるべからざる場合には、二十字を用ゐて、充分其の意を明瞭にすべし、
- 五、電信文の字數は、假名を以て數ふるも、漢字の内數字に限りて、假名の

一字に相當するものとす、

- 六、濁音半濁音は、假名の二字に相當す、故に、已むを得ざる場合の外は、用ゐるべからず、
- 七、同音の假名を重ねて用ゐる時に、略字を用ゐるべからず、
- 八、發信人受信人の住所姓名等は、別に通信料を要せざれば、成るべく明瞭に記載し、且、假名を附すべし、地名人名等は、特別の讀方あるのみならず、同一の文字にても、音訓の異なるものあればなり、
- 九、僻地にて電信局なき處に通信せんとする場合には、其の地より接近せる局に宛てて發送すべく、若、極めて、至急を要するものなるときは、電信の着局より、直配達を依頼すべく、又、尋常の事件なるときは、其の局より郵便に托すべし、さすれば、音信料の外に郵税二錢を貼るのみにて、其の事辨ずれども、直配達を依頼するときは、其の距離の遠近によりて、里數一里毎に、相當の飛脚賃を拂ひ込むべきものとす、

異なるものと、比較したる断定言なれば、當に、前題を轉倒せしものとのみ心得べからざるなり、

〔文例〕一、こめしろい。(一學年)

二、げんまいのねだんは一かうずんじません。(二學年)

三、玄米の相場は何程に候哉一向存じ申さず候。(三學年)

四、御申越之趣承知仕候當地玄米壹石の相場は現今七圓五拾錢に之れ有り候間若し御賣拂の御意も御座候はゞ何程なりとも御世話仕るべく候。(四學年)

〔練習〕

一學年には、前練習題の如く、圈點の處を填充せしむべく、二三四學年には左の要項により、生絲の相場を問合されしに答ふる文を綴らしむべし、

一學年 (一) からす〇〇〇 (二) ちぎ〇〇〇

(三) ほんあつ〇 (四) かみ〇〇〇

(五) なは〇〇〇

二學年 生絲百目の價四圓なること

三學年 同上

四學年 (一) 存せさること

(二) 御答申しかぬること

第廿五課 記事文

〔題目〕 貨幣

(注意) 本題は、一學年に、始めて(が)にて名詞と動詞とを接続するものを

教授するにあれば、教授者、宜く實物若くは圖畫等により、其の物の觀念を正確ならしめ、且其の發作動止を實際に示すべし、而して(が)の接續辭は、名詞と名詞とを接續するとき(の)を用ゐると同じく、大方、所有主を顯はす意味に用ゐらるゝ辭なる事をも知らしむべし、又、一三三學年には、實物によりて、貨幣の種類、効用等を問答談話し、四學年には、殊に、紙幣發行の性質をも知らしむるを要す、

〔文例〕 一、ゼニガツクヘノウヘニアル (一學年)

二、貨幣ハ品物ヲウリカヒスルニ用井ルモノナ

リ (二學年)

三、貨幣ハ品物ヲ賣買スルニ用井ルモノニテ金

貨、銀貨、銅貨等ノ種類アリ (三學年)

四、貨幣ハ品物ヲ賣買スルニ用井ルモノニテ金

貨、銀貨、銅貨等ノ種類アリ又別ニ紙幣ヲ發行

シテ貨幣ニ代用スルモアリ (四學年)

〔練習〕

一學年には、左の練習題を與へ、問答談話したる後、圈點の處に填字せしむべし、又、一三三四學年には、左の要項により、枳の文を作らしむべし、

- 一學年 (一) あさひ〇のほる (二) あめが〇〇
 (三) きりぎりす〇なく (四) すずむし〇〇〇
 (五) どんほ〇とぶ (六) 〇〇〇〇とぶ

二學年 枳の効用

三學年 (い) 枳の効用

(ろ) 枳の種類

四學年 (い) 全前

(ろ) 全前
 (は) 大量を量るには、如何なる枡を用ゐ、少量を量るには、如何なる枡を用ゐるかを記さしむ、

(文例) 枡は物のかさを量るものにて、一合枡一升枡一斗枡等あり、少量を量るには一合枡又は五合枡を用ゐ、多量の物を量るには五升又は一斗枡を用ゐる、

第廿六課 日本文

[題目] 借りたる物を返す文

(注意) 一學年は、是まで單句の綴り方につき、教授し來りしが、本題より新に名詞と動詞とを(を)にて接續する、簡單なる短文を談話體に綴ることを教授せんとす、抑、第一學年の兒童は、其の言語、未、自己の思想を明瞭に發表するに足らざれば、成るべく、丁寧親切に、或

は前面より問ひ、或は後面より尋ね、衆生をして、復述自在ならしめ、然る後、文字を用ゐて表さしむべし、要するに、主として、言語を練習し、後に文字の練習に移るべきなり、

[文例] 一、ひとがほんをもちてゐます (一學年)

二、はいしやくの本ねかへしまうしあげます (二學年)

三、御大切の讀本永々拜借いたし有りがたく存じ候只今御返却申上候 (三學年)

四、拜啓御大切の畫帖永々拜借致し置き有り難く存じ候憚りながら使を以て御返却申上候間御受取下され度候何れ近日參上御禮申述べ

く候 (四學年)

〔練習〕 一學年には、左の練習題を與へ適當の文字を以て、圈點の處を填充せしめ、

二三四學年には、左の要項により、傘を返す文を綴らしむべし、

一學年 (一) あめ○ふります (二) にはどり○なまます

(三) いぬ○はしります (四) ひと○うま○ひく

(五) うし○くるま○〇〇〇〇

(六) こそも○ほん○みてるます

二學年 返すべき品は、昨夜かりたる傘なること

三學年 (い) 昨夜馳走に預りし禮を述ぶること

(ろ) 其節かりし傘を返すこと

四學年 (い) 全上

(ろ) 全上

(は) 近日中に參上して禮を述ぶべき意を通ずること

〔題目〕 金子返却の文

〔文例〕 一、かねをかへします (二學年)

二、ねかりまうしたるきんすねかへしまうしあ

げますからねうけとり下さい (二學年)

三、拜借の金子有りがたく存候只今御返却申上

候間御受取下され度候 (三學年)

四、先達は早速御用だて下され有りがたく存じ

奉り候使を以て御返却申上候間御改の上御受

取下され度候此品粗末には候へ共御禮のしる

しまでに進呈仕候 (四學年)

〔練習〕

一學年には(は)を以て接續すべき、庶物の性質の部分を、簡単に談話體に綴らしむることを練習すべし、即、最初には、「かねはかたくあります」の如き例をとり、問答法により、思想を整理し、更に、左の短文の點線あるところに、適宜の語を填てしめて、完全の句となさしむべし、

一學年

- (一) ○○はれもくあります
- (二) はな○うつくしく○○○○
- (三) もみち○○○○あります

(注意) 一學年は、他學年に連絡せしむるため、充分な文法上の順序を履行すること能はざる場合あるを以て、練習の場合に、却て教授をなすことあるべし、以下、右の如きこと多かるべければ、教授者、冀くは、此の心を以て教授せらるべし、

一三四學年を通じ、右の文に基き、更に、左の要項を添へたる文を綴らしむべし、

(一) 延引の謝辭

第廿七課 記事文

(注意) 本題は一學年に始て、(は)の接續辭を用ゐて、短文を綴らしむるにあらざるものなれば、其の心を以て教授すべし、

〔題目〕

富士山

〔文例〕

- 一、フジノヤマハタカクアリマス (一學年)
- 二、富士山ハ日本ニテ第一ノ高キ山ナリ (二學年)
- 三、富士山ハ日本第一ノ高キ山ニシテ其形恰モ
播鉢ヲフセタルガ如シ (三學年)
- 四、富士山ハ甲斐駿河ノ兩國ニマタガリ我國第一ノ高山ニシテ頂ニハ四時雪アリ其サマ恰モ

白扇ヲ倒ニカケタルが如シ (四學年)

(注意) 新領地臺灣には、富士より高さ山ありと云ふ、然れど、未、審ならざるものなり、

〔練習〕

各學年を通じ、其の地方にて有名なる山につき、左の要項を與へて作らしむべし、

一學年 其の山の高さこと

二學年 其の山の高さこと(文體)

三學年 (い)、前學年に同じ

(ろ)、其の山の形容

四學年 (い)、前學年に同じ

(ろ)、前學年に同じ

(ハ)、其の山の位置

(ニ)、樹木繁茂の有無

(注意) 一學年は、記事簡單なるを以て、更に左の練習を課すべし、是等は、兼て(この)の代名詞を教授すべきものなれば、教授者宜く、こゝに心を用ゐらるべし、

(一)、このつくゑ〇たかくあります

(二)、このひと〇てならひをして〇〇〇

(三)、このてふくの〇〇〇うつくしくあります

第廿八課 日用文

〔題目〕

馳走になりしを謝する文

〔文例〕

一、あなたのうちにもあります (一學年)

二、きのふはごちそうになりますして有りがたく

ぞんじます (二學年)

三、昨日は御馳走に相成り有りがたく存候(三學年)

四、昨夜は參堂いたしゆるく御馳走に相成

其上家内の者共にまで御心附に預り有りがた

く御禮申上候(四學年)

〔練習〕

一學年生には、代名詞(あ)の觀念を與へ、名稱を教授したる後、練習文を與へ、填字せしむべし、但、填字せしむる前に當りて、其の豫期の如く、

思想を整理し、言語を練習せしむべし、

一學年

(一)、このひと○へんを○〇〇てゐます

(二)、あのひと○〇てならひをして○〇〇

(三)、あのはな○でらん○〇〇

二學年

左の文を掲げて、正誤せしむべし、但、ませう、ましたの兩格を比較問答し、其の觀念を正確ならしむるを要す、

さのふであらうになりませう有りかたく存じます

三學年

右の文例を掲げ、左の要領により、改作せしむべし、

四學年

馳走に預りしは、自分の子供としての禮狀

三學年

三學年に向し

〔題目〕

世話になりしを謝する文

〔文例〕

一、まいにちらせわになります(二學年)

二、せんじつはいろくらせわさまになりて

ありがたく存じます(二學年)

三、先日は種々御世話様に相成有りがたく存候

御心附様にてしゆびよく相すみ申候(三學年)

四、先日は一方ならず御世話様に相成有りがた

く謝し奉り候御蔭様にて首尾よく相濟み候
間御安心なし下され度候以上 (四學年)

〔練習〕

一學年生には、左の練習文を與へ填字せしむべし、即、圖のあるところは、文字を換へしめ、空所には相當の文字を填たさしむべし

一學年

(一) あのひとは



をさけてゐる

(二) あの



は〇〇〇〇かけてゐます

(三) れはさいひと〇ちひさないぬ〇つれてゐます

二學年

左の文字を使用して記述せしめ、且、前文の暗誦をなさしむべし、
先日、色々、有、存、

三四學年前文例の反覆練習を命じ、且、誦暗をなさしむべし、

第廿九課 記事文

〔題目〕

寒暖計

〔文例〕

一、カンダンケイトトケイトガアリマス (一學年)

二、寒暖計ハアツササムサヲ計ルダウグナ
リ (二學年)

三、寒暖計ハ暑サ寒サヲ計ル道具ニシテガラス
ノ管ニ水銀ヲモリテ作りタルモノナリ (三學年)

四、寒暖計ハ暑サ寒サヲ計ル道具ニシテガラス
ノ管ニ水銀ヲ盛リテ製シタルモノニテ其水
銀ノ上リ下リヲ見テ溫度ノ高低ヲ知ルコト
ヲ得ルナリ (四學年)

〔練習〕

前文の復習をなし、續きて、左の設問により、其の答意を綴らしむべし、即、

文の形状を變じて作りしむるにあり、

一學年 前文のどけい。を、一番初に云ふとせば、如何にかくべきか、

(注意) 右の設問により、其の答ふべき辭を口にいしめずして、筆答せしむるものなり、

(文例) どけいとかんたんけいがあります

二學年 如何なるものを寒暖計と云ふか、

(文例) あつささむさを計るものを寒暖計と云ふ

三學年 寒暖計は如何にして作り、何に用ゐるものなるか、

(文例) 寒暖計はがらすの管に水銀をもりて作りたるものにて暑さ寒さを計る道具なり

四學年 (イ) 寒暖計は如何にして作りたるものなるか

(ロ) 寒暖計は何の用をなすものなるか

(ハ) 如何にして温度の高低を知り得るか

(注意) 右三問を板書して、其の答意を一文となし筆答せしむべし、

(文例) 寒暖計はがらすの管に水銀を盛りて製したるものにて暑さ

寒さを計るに用ゐる、其の温度の高低は管の水銀の上り下りを見て知り得るなり

(注意) 本課より、一學年に、拗音、促音の加はりし談話體の短文を綴らしむるものなれば、是等の拗音、促音は、問答により、讀書にて學びしことを想ひ起さしめ、板書して、更に、其の觀念を新鮮ならしむべし、

〔題目〕 秤

〔文例〕 一、このはかりではかつてみませう。(一學年)

二、物ノオモサヲハカルダウグラ秤ト云フ。(二學年)

三、物ノオモサヲハカルダウグラ秤ト云フ秤ニテ物ヲハカルニハ皿ニ物ヲノセサヲ二分銅

ヲカケテ其ノ目方ヲ知ルナリ (三學年)

四、物ノ重サヲハカル道具ヲ秤ト云フ秤ニテ物
ヲハカルニハ皿ニ物ヲノセサヲ二分銅ヲカ
ケ其ノツリアヒヲ見テオモサヲ知ルナリ茶
砂糖牛肉等ハ皆其ノ重サヲハカリテ賣買

ス (四學年)

〔練習〕

各學年を通じ、尺を示して、其の効用並に種類等を問答談話し、一學年に
は左の文を與へ、空所に文字を充てしめ、二三四學年には、左の要項につき
問答して、尺の文を綴らしむべし。

一學年 この○○○○でながさをはかつてみ○○○○

二學年 尺の効用

但、演繹的に記述せしむべし。

(文例) 尺は物の長さをはかるに用ゐるものなり

三學年 (イ) 尺の効用

(ロ) 尺の種類

(文例) 尺は物の長短を度るものにて鯨尺と曲尺との二種あり

四學年 (イ) 尺の効用

(ロ) 尺の種類

(ハ) 鯨尺と曲尺との比較上の智識

(文例) 尺は物の長短を度るものにて、鯨尺と曲尺との二種あり、鯨尺

は曲尺より長くして其の一尺は曲尺の一尺二寸五分に當れ

り

(注意) 一學年には、更に、其のものさしにて、長さをはかりたることを記

述せしむべし。

(文例) このものさしでなみさをはかりました。

第三十課 日用文

[題目] 物を贈られしを謝する文

(注意) 本題は、世話になりしを謝する文の練習として、課するも差支なきものにて、要するに、天長節の文を課するに當り、讀本に先たつことなからしめんが爲め、茲に置きたるものなれば、都合によりては、全く省くも、之が爲め、必要文語の教授を漏すが如きことなし。

[文例] 一、をばさんからうつくしい糸をもらいました
た (一學年)

二、けつこうな品をねくり下されてありがとうございます
たれいをまうしあげます (二學年)

三、結構なる御品わざわざ 御贈り下され有り
がたく御禮申上候 (三學年)

四、結構なる御品色々御贈り下され御深切の程
有り難く御禮申上候此品珍らしからず候へ共
御禮のしるしまでに御目に懸け申候 (四學年)

[練習]

一學年には、右文を錦繪を貰ひしものならば、何と云ふかの問によりて訂正せしむべし。

二學年以上には、美しき錦繪を贈られしときの謝狀を自作せしむべし。

(注意) 一學年には、時間の都合により、更に、左の缺文を補はしむべし。

(一)、ひと〇たいさうを〇〇〇〇〇

又、讀本或は掛圖により、鶏の鳴き居る繪を示して、其の狀を問答したる後、左の短文の缺所を補はしむべし。

(一) いまにはとりが〇〇〇〇あります

第三十一課 記事文

[題目] 天長節

(注意) 本題を課するに當りては、事皇室のこと、及、至尊のことをも言ふことあるべし、かゝる場合には、必ず敬語を用ゐるべきことを注意し、兒童をして、復述せしむるときにも、其の言葉を慎ましめ、文字よて記するよも、必ず敬語を用ゐ、且至尊の御名を記すには缺字すべきことをも知らしむべし、而して、教授の際も、常に、端嚴謹慎の姿勢を守らしむべきなり、

[文例]

一、テンチヤウセツハメデタイヒデアリマス
ス (一學年)

二、天長節ハ 天子サマノオ生レアソバシシオ

イハヒ日ナリ (二學年)

三、天長節ハ 今上天皇陛下ノ御誕生アラセタ

マヒシ日ナレバ吾等ノ最祝ヒ奉ルベキ日ナ

リ (三學年)

四、天長節ハ 今上天皇陛下ノ御誕生アラセタ

マヒシ祝日ナリサレバ此日ハ吾等一同學校ニ

來リテ祝賀ノ式ヲ舉ゲ君ガ代ヲ唱ヒテ御代萬

歳ヲ祝シ奉ルナリ (四學年)

[練習]

紀元節の題につき、左の要項を與へて作りしむべし、

一學年 紀元節も亦目出度き日なること

(文例) きげんせつのもめでたいひであります

二學年 神武天皇の登祚の日なること

(文例) きげんせつは 神武てんわうさまのみくらるにれたつみなされし日なり

三學年 (イ) 右に全じ

(ロ) 吾等の最祝ひ奉るべき日なること

(文例) 省畧

(イ) 右に全じ

四學年 (ロ) 右に全じ

(ハ) 學校に來り祝賀し奉ること

(文例) 省畧

第三十二課 日用文

[題目] 金子受取の文

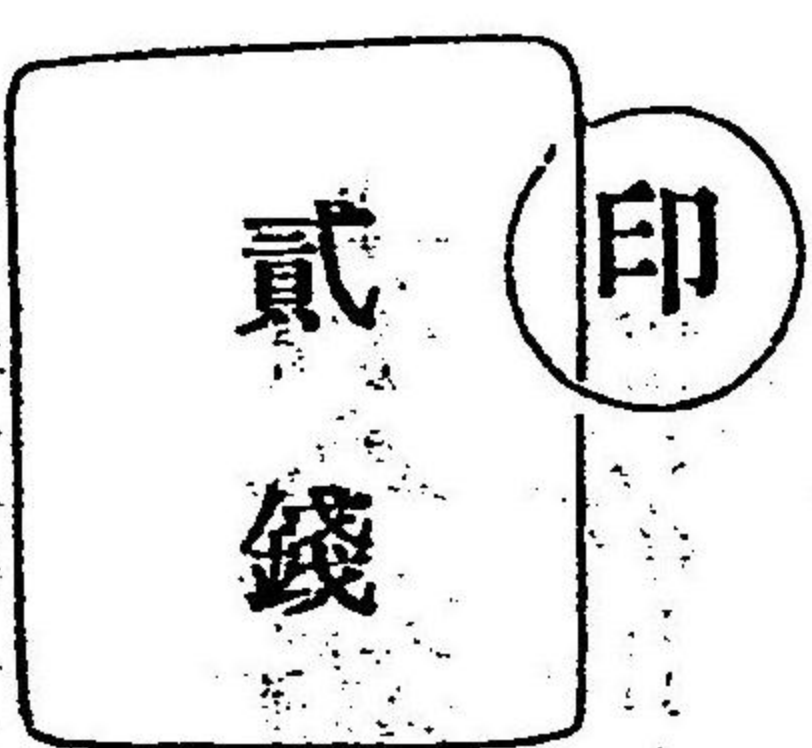
(注意) 本題は、四學年に、受取證を授くるものとせしめ、修業年限三ヶ年の小學校にありては、三學年に於て、此の證書の認め方を教授すべし、

[文例] 一、五せんにはそくごうとぎんくわとありま
す (一學年)

二、金五錢たしかにうけとりまうしました (三學年)

三、御送り下され候爲替金五圓慥に受取申
候 (三學年)

四、受取證 (四學年)



證

一金五拾六圓也

玄米七石之代金

右金額慥ニ受取申候也

明治廿九年十一月十五日

近藤良吉印

田沼豊三郎殿

(注意) 右受取證は、生徒と問答しつつ、其の書式を作り、且、前期に於て授けし、證券印税を適用して、貳錢の印紙を貼付し、受取人、自捺印すべきことを教授すべし、總て是等の證書は、後日の證據となるべきものなれば、必、印紙を貼付し、且、大切に保存すべきことを注意すべし。

〔練習〕

本課には、別に物品受取の題目あるを以て、別に應用の課題を掲げず、只一
二學年は、記述簡單なれば、其の時間に於て、更に、左の要項を與へて、記述せしむることあるべし、

一學年 已に貯金せし場合の辭

二學年 他より送られし金子を受取りしときの辭

但、三四學年は、右の復習をなすも、尙、時間に餘裕あらば、教授者、適宜に應用練習の材料を與ふべし、

〔題目〕

物品受取の文

(注意) 本題は、三學年生に、受取證を始めて教授するものなれば、三四學年を通じ、前題四學年の作りし受取證につき、豫備問答をなし、以て本題の教授に入るべし、

〔文例〕 一、うけとりまうしました (一學年)

二、ふろしきまのつみ一個たしかにうけとりまう
しました。(一學年)

三、受取證 (三學年)

證

一風呂敷包

壹個

右正ニ受取申候也

明治廿九年十一月十七日

宮田米藏印

庫司爲吉殿

四、御差立の小包郵便物今朝落手仕候先は取敢
へず御報まで此の如くに御座候 (四學年)

(注意) 四學年は、最初、小包郵便物のことに關し、心得べき事項を問答教
授し、後、右の文を作らしめ、且、右の如き簡單なる事項は、封書を
用ゐず、郵便端書にて、報すべきことを注意すべし。

[練習] 一學年 右の文に、たしか、の語を加へて綴らしめ、更に、問答法により、
荷物の今日届きしことを綴らしむべし。

(文例) 二學年 受取るべき品が、本箱なるときは、如何につくるべきかの設問に
より、左の如く綴らしむべし。

(文例) 三學年 本箱壹個たしかようけとりまうしました

全上の受取証を綴らしむべし、但、宛名は隨意、自、受取証を出せ

るものとして、認めしむべし。
四學年 本文の暗誦暗記に止め、別に、小包郵便差立心得につき、問答教授すべし、

小包郵便規則摘要

一、小包郵便料は重量及里程に應じ、左表により徴收すること、

	二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫匁迄	一貫二百匁迄	一貫五百匁迄
二十里迄	六錢	八錢	十錢	十二錢	十四錢	十七錢	二十錢
四十里迄	七錢	十錢	十三錢	十六錢	十九錢	廿三錢	廿七錢
六十里迄	八錢	十二錢	十六錢	二十錢	廿四錢	廿九錢	卅四錢
八十里迄	九錢	十四錢	十九錢	廿四錢	廿九錢	卅六錢	四十三錢
百里迄	十錢	十六錢	廿二錢	廿八錢	卅四錢	四十二錢	五十錢

以下略す

二、郵便局所在の市外に送達する小包郵便物は、其の重量に従ひ、別に左

の郵便料を加徴すること、

小包郵便物一個の重量

六百匁までは

貳錢

一貫匁までは

四錢

一貫五百匁までは

六錢

三、小包郵便の重量及容積は、左の制限を超過べからざること、

長さ 貳尺

厚さ、幅さ全上

重量 一貫五百匁

四、貴重品の品は、價格を登記して、保險を受くべし、但、登記金高は百五拾

圓を超過るを得ざること、

五、價格登記保險料は、登記金高壹圓までは七錢、壹圓以上は壹圓までと
とし、金壹錢をます、

第三十三課 記事文

〔題目〕 家

〔注意〕 本題は、二學年に、始めてため。の用語使用法を知らしむるにあれば、其の心して、教授するを要す。

〔文例〕 一、イヘヲタテテヲリマス (二學年)

二、家ハ人ノスマヒスルタメニツクル (二學年)

三、家ハ人ノスマヒスルタメニ造リタルモノニ

テ其作り方ニハ日本造ト西洋造トアリ (三學年)

四、家ハ人ノ住居スルタメニ造リタルモノニテ

其作り方ニハ日本造ト西洋造トアリ日本造

ハ主ニ木ヲ用井西洋造ハ煉瓦又ハ石ヲ用

井ル (四學年)

〔注意〕 一學年の如く綴らしめんとせば、先、大工が家を建てをる圖を示し、之に就きて問答教授すべし、さすれば、他學年の教授の豫備として、亦、最、都合よかるべし。

〔練習〕 一學年には、體操をなし居る圖を示し、問答法により、左の如く綴らしむべし。

一、たいさうをしてをります

尚、時間に餘裕あらば、掃除をなし居る圖を示し、問答法により、左の如く綴らしむべし。

二、さうちをしてをります

又、二、三、四學年には、右文例の形狀を變じて、家と云ふの句を用ゐて綴らしむべし、其の文例左の如し。

二學年 人のすまひする爲めに作りたるものを家と云ふ

三學年 人のすまひする爲めに作りたるものを家と云ふ其の作り方には日

本造と西洋造との別あり

四學年 人の住居する爲めに作りたるものを家と云ふ其の作り方には日本

造と西洋造との別あり日本造は主に木を用ゐる西洋造は煉瓦又は石

を用ゐる

〔題目〕 紙

(注意) 本題は、二學年に、新に主格の代りに、其の代名詞を用ゐることを教ふるものなり、之を教ふるには、先、題目につき問答し、二箇の短文を作り、之を連結して一文となすべきことを告げ、更に、問答により、代名詞其のを發見せしむるを要す。

〔文例〕 一、カミハナニニツカフモノデアリマスカ(二學年)

二、紙ハジラカクニ用井ルモノニテ其色白

シ(二學年)

三、紙ハ多クハ楮ノ皮ニテ製ス其色白ク字又ハ

畫ヲ寫スニ用井ル(三學年)

四、紙ニハ日本紙ト西洋紙トアリテ日本紙ハ楮

ノ皮ニテ製シ西洋紙ハ古キ綿又ハ古キ木綿ナ

ドヲ晒シテ製ス其色白ク字又ハ畫ヲ寫スニ用

井ル(四學年)

〔練習〕

一學年には、右の文例に倣ひ、黒の効用を問ふときの言葉を綴らしめ、且、其の答辭を問答して、左の如く綴らしむべし。

すみはじをかくにつかひます。

二三四學年には、同じく、右文例に倣ひ、墨の文を作らしむべし、
但、四學年生には、左の要項を與へて綴らしむべし、

四學年

- (イ) 墨の製法
- (ロ) 墨の効用
- (ハ) 墨の性質
- (ニ) 墨汁取扱に關する注意

(文例) 墨は油煙と膠とにて製し文字を書くに用ゐるものにて其色
黒し墨汁を取扱ふときは外の物を汚さざるやうにすべし

(注意) 練習文は、必ずしも、一々帳簿に寫し取らしむるに及ばず、然れど
も、時間の許す限りは、寫し置かしむべし、

第三十四課 日用文

[題目] 仕立物を頼む文

(注意) 本題は、二學年に、新にまじくやの用語を教授し、四學年にはまじく候の用語を教授するものなれば、口語のませんか及ますまいに
對照して教授すべし、又、本題は、仕立物を職業となし居る人に、依
頼するにはあらざるを以て、先方の身分に應じて、敬意を表する文
の文を作るべきことに注意して、教授すべし、

[文例] 一、きものをこしらへてくだささい (二學年)

二、ね手すきあらば綿入一枚したて、くださされ

ませんか (二學年)

(注意) あらばとあればとの比較をなし、其の將然言と已然言との區別を
明瞭ならしむべし、

三、御手すきも候は、綿入壹枚御仕立下さるま

じくや右御たのみ申上候 (三學年)

四、手紙を以て申上候あなた様には御手隙もこれ有るまじく候へども綿入壹枚御仕立下さるまじくや右御願ひ申上たく候かここ (四學年)

〔練習〕

一學年 右依頼を承諾せし場合の挨拶を言はしめ、且、綴らしむべし、

(文例) こしらへてあげませう

一三四の各學年を通じ、左の要項により、仕事の周旋を頼む文を綴らしむべし、

二學年 自分に適ふ仕事あらば、世話されたまこと

三學年 (イ)、自分は此の頃手ひまなること

(ロ)、相應の仕事あらば世話されたまこと

四學年 (イ)、先づ先方の機嫌を伺ふこと

(ロ)、三學年に同じ

(ハ)、三學年に同じ

〔題目〕

傳言を頼む文

〔文例〕一、ことづつてをしてく下さい (一學年)

二、ねろれ入りますすが梅藏様へよろしくねがひます (二學年)

三、ねろれ入候へども梅藏様へよろしく御傳へ下されたく候 (三學年)

四、誠に恐れ入候へどもかねて梅藏様に御心配相かけ候縁談の儀無事にまごまり候間御手数ながら同人へ宜しく御傳言下されたく願上

候 (四學年)

〔練習〕

左の要項を與へ、物品の届け方を頼む文を綴らしむべし。

一學年 依頼の簡單なる口上

(文例) このしなをとどけてください

二學年 品物届け先は三河屋なること

三學年 右に全じ

四學年 住所番地姓名を指定して依頼すること

但、住所番地姓名は生徒に一任すること。

(注意) 他人に傳言、又は、品物の届け方を依頼することは、容易になすべからず、縱令、依頼するも差支なき身分、即、自己より下れるものにて、届先の住所遠隔の場合にありては、依頼せられし人は随分迷惑をなすことあり、例は、東京に行く人ならば、東京への用向を依頼するは、差支なきが如くなれども、東京とて、方四里もある土地な

れば、依頼せられしため、四里も離れし、不案内の場所を詮索せざるを得ざることあり、されば、品物の届け方の如きは、運輸を業とする會社、又は、政府の郵便に托して送るべく、又、傳言の如きも一錢二錢を惜まず、書狀になし、是亦、郵便に托するをよろしとす。

第三十五課 記事文

〔題目〕 職業

〔文例〕 一、ハタラケバサカユル (一學年)

二、如何ナルシヨクゲフニテモハタラケバサカユル (二學年)

三、職業ニハ種々アレドモ勉強スレバ富ニ榮ユルモノナリ (三學年)

四、世ニハ種々ノ職業アレドモ其間ニ少シモ尊卑上下ノ區別アルコトナシ各其業ニ勉強スレバ身ヲ立テ家ヲ興スコトヲ得ルモノナリ(四學年)

〔練習〕

左の設問をなし、其の答を筆答せしむべし。

但、板書添削、反覆練習等、他と異なることなし。

一學年 富貴になるには如何にするがよいか

(文例) せいをたしてはたらくがよい

二學年 如何なる職業をなさば、富貴になりうるか

(文例) 如何なるしよくけふにてもせいをたしてはたらくはとみさかゆる

ゆる

三學年 如何なる職業が利益あるか

(文例) 如何なる職業よても勉強すれば利益あるものなり

四學年 如何なる職業が上等にして、且、利益あるか

(文例) 職業よは種々あれども上下の區別あることなく又何れの職業よても勉強すれば利益あるものなり

第三十六課 日用文

〔題目〕

奉公の口入れを頼む文

〔文例〕

一、わたくしはほうこうがしたくあります(一學年)

二、奉公いたしたくありますから任せわ下され(二學年)

れ(二學年)

三、私事商法見習のため奉公いたしたく候間御

世話下されたく候(三學年)

四、拜呈御かはりもなく入らせられ賀し奉り候

陳は私事商業見習のため丁稚奉公致したく候
間御心當りも御座候はゞ御周旋下されたく願
上候早々頓首 (四學年)

(注意) 四學年の文例は、起結の語具はりたるものなれば、是等が、手紙の文
の完全せるものなることを説話して、自後起結の語を用ゐて、綴ら
んとする希望を生せしむべし、

又、右文は、女子には、作法見習ひのためとして作らしむべし、

〔練習〕

- 一學年には、左の缺文を與へて、之を補はしむべし、
- 一、ほうこうにまゐり○○○
- 二、わたくし○ほうこうはいたし○○○
- 二、三四學年には、端書及書狀認め方、及、差立方心得の復習問答をなし、
後、二學年生には、端書に認めしめ、(作文用端書)三四學年には、巻紙と、

狀囊とを用ゐて、封書に認めしむべし、

(注意) 封書及端書の認め方は、今後は日用文を課する都度、之を實地にな
さしむるやうにすべし、

〔題目〕

煤拂に手傳を頼む文

(注意) 本題は、三學年に、始めて、候へばの用語を教ふるものなれば、口語
ま。す。れ。ば。は。對。照。し。て、教。授。し。練。習。す。べ。し、

〔文例〕

一、わたくしのところでけふすすはらひをいた
します (一學年)

二、私のところでけふすすはらひをいたします
ればたつたひをねがひます (二學年)

三、明日は日曜につき煤拂致したく候へば御召

使の男御借り申たく候 (三學年)

四、明日は日曜につき煤拂致し度候へは御召使
之男御かし下さるまじくや御都合御伺ひ申上

候 (四學年)

〔練習〕

前文の反覆練習をなしたる後、前文を参考して、左の文を綴らしむべし、
轉宅の手傳を頼む文、

第三十七課 記事文

〔題目〕

汽車

(注意) 二學年には、曾て、よしでの接續辭を(言語の文)出たしことありし
も、本題とは、自ら趣を異にし居るものなれば、更に、本題に於て、話
語のであつてに對照して、教授し練習するを要す、

〔文例〕

一、アチラカラジヨウキシヤガマ井リマシ
タ (二學年)

二、ジヨウキシヤハユゲノカニテマハル車ニシ
テ人又ハニモツヲノセテエシパウニオクルニ
用井ル (二學年)

三、蒸氣車ハ湯氣ノカニテマハル車ニシテ人又
ハ荷物ヲノセテ遠方ニ送ルニ用井ルモノナ
リ (三學年)

四、汽車ハ蒸氣ノカニテ鐵道ノ上ヲ走ル車ナリ
其走ルコト頗速ナルヲ以テ人又ハ荷物ヲ遠方

二送ルニ最必要ナリ (四學年)

〔練習〕

一二學年には、左の缺文を與へて、補全せしめ、三四學年には、左の要項により、蒸氣船の文を作らしむべし。

但、缺文中、○は假名文字にて補はしめ、□は漢字を以て補はしむべし。

一學年 一、じようきしやは○○○であります

二、○○○○○はふねであります

二學年 じようきせんは○○○□○○○はしる□○○○人をのせて○○○○にをくるに□○○

三學年 (イ) 蒸氣船の他船に異なる主なる點を擧ぐること

(ロ) 蒸氣船の効用

四學年 (イ) 蒸氣船の特質

(ロ) 蒸氣船の効用

第三十八課 日用文

〔題目〕

煤拂の手傳を頼まれし返事

(注意) 二學年の文は、御の字を教ふるものにて、會話體より文章體に入るの階梯たるものなれば、其の意を以て教授せらるべし。

〔文例〕

一、じようちいたしました (一學年)

二、御申このれもむきじようちいたしまし

た (二學年)

三、御申越のれもむき承知いたし候かならず御

手傳仕るべく候 (三學年)

四、御申越の趣承知いたし候當節は幸ひ手すき

に候へは明日三人程差上申べく候間御遠慮な

く御使ひなさるべく候 (四學年)